

奥鬼怒スーパー林道建設計画とその計画に反対する自然保護運動：第II部・環境庁管理下の国立公園研究(2)

村串, 仁三郎 / MURAKUSHI, Nisaburo

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

90

(号 / Number)

1・2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

55

(発行年 / Year)

2022-10-28

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025874>

奥鬼怒スーパー林道建設計画と その計画に反対する自然保護運動

—第Ⅱ部・環境庁管理下の国立公園研究②—

村 串 仁三郎

はじめに

- 1 奥鬼怒の自然環境と奥鬼怒スーパー林道建設計画の概要
 - (1) 奥鬼怒一帯の自然環境
 - (2) 奥鬼怒スーパー林道建設計画の概要
- 2 奥鬼怒スーパー林道建設計画反対運動の前段
—1971年～1981年—
 - (1) 奥鬼怒スーパー林道建設計画当初案に対する反対運動
 - (2) 奥鬼怒スーパー林道建設計画のトンネル案に対する反対運動
 - (3) 鯨岡環境庁長官裁定案の提出前までの反対運動
- 3 奥鬼怒スーパー林道建設計画反対運動の後段
 - (1) 鯨岡環境庁長官の裁定案提出とその評価
 - (2) 鯨岡環境庁長官裁定案に対する反対運動
—1981年11月20日～1983年7月—
 - (3) 環境庁による工事認可直後の反対運動
—1983年7月～1988年10月—
 - (4) 工事認可後の反対運動
—1988年11月～1991年6月—
 - (5) 奥鬼怒スーパー林道建設の完成と反対運動の終焉
- 4 小括

はじめに

日光国立公園内の奥鬼怒スーパー林道計画は、1957年に農林水産省林野庁が、森林施業の一環として観光道路を建設するために「特定森林地域開発林道」として森林開発公団によって計画された23道路計画の一つであり、南アルプススーパー林道のように、自然破壊を伴う危険極まりない道路建設計画であった⁽¹⁾。

この奥鬼怒スーパー林道建設計画に対する反対運動については、すでに藤原信氏の優れた論考があり、ほぼ実態が明らかにされており⁽²⁾、私が新たに書き加える余地はあまりない。しかし私の国立公園研究の中でどうしても論じておきたい問題でもある。藤原氏の研究に依拠しながらここでは私なりに奥鬼怒スーパー林道建設計画反対運動について簡単な論じておきたい。

1971年3月31日に、森林開発公団により計画され建設が始められた奥鬼怒スーパー林道は、その後、自然保護団体の激しい反対運動にあって、自然保護区域を避ける2回ほどのルートを変更しつつ、1981年に鯨岡兵輔環境庁長官が、森林開発公団と反対運動の間に挟まって両方を立てる奇妙な妥協案、観光道路として使用しないが林業道路としては建設するという最終案を提起した。

しかし道路建設反対派は激しい反対運動を行なって抵抗したが、最終的に鯨岡環境庁長官の調停案にそって奥鬼怒スーパー林道は、1991年に建設を終了し、道路建設反対運動も終焉した。

この道路は、開発のための開発という開発主義に基づくものであり、膨大な資金を無駄使いし、多くの貴重な自然を破壊し、その責任が何ら追及されない無責任政治の生み出した典型的道路であった。そして、奥鬼怒スーパー林道建設に反対する運動は、国立公園内の開発に反対する自然保護運動にとって教訓に富むものであった。

注

- (1) 南アルプススーパー林道建設反対運動については、拙著『高度成長期日本の国立公園』第11章を参照。
- (2) 藤原信「奥鬼怒スーパー林道の問題点」、藤原信「奥鬼怒の自然を守る運動」、共に『自然保護事典』①、1996年、緑風出版掲載。藤原信「奥鬼怒“スーパー”林道に関する資料(1)」、『宇都宮大学農学部演習林報告』20号、1984年。

1 奥鬼怒の自然環境と奥鬼怒スーパー林道建設計画の概要

(1) 奥鬼怒一帯の自然環境

奥鬼怒スーパー林道建設が計画された日光国立公園内の奥日光・奥鬼怒一帯は、豊かな自然環境を備え、多くの名勝地、景勝地を抱え、国民的に人気の高い地域であった。

計画道路の始点となった奥日光の光徳牧場の南側には広大な戦場ヶ原が開け、北側の東には前白根山、湯ノ湖と湯元が横たわり、真北には刈込・切込湖、その奥に太郎山が聳え、南東側に男体山と中禅寺湖が控えている。

光徳牧場から陰しい旧山王林道が山岳地帯を越えて川俣温泉まで繋がっていた。川俣温泉から奥鬼怒温泉郷までは徒歩による山道があった。奥鬼怒温泉郷の3湯、八丁の湯、加二湯、日光沢温は、まさに秘境であった。鬼怒温泉郷の奥には尾瀬ヶ原のミニチュア鬼怒沼があった。

このような位置にある奥鬼怒の自然について、奥鬼怒の自然を守る会代表の菅俣典史氏は次のように書いている。

「奥鬼怒は、その気候、地理的条件から、紅葉のすばらしさは日本有数といわれています。スーパー林道が貫通する予定の栃木、群馬の県境には轟岩山、鬼怒沼山などの2100メートル級の山が連なり斜面は急峻で、地質が第2紀層に属するため崩壊は至る所で見られます。付近は亜高山帯で、シラビソ、オオシラビソ、コメツガなどの広大な原生林の中に、ツキノワグ

マ、カモシカ、ニホンザルなどが生息する貴重な地域です。毎年6月中旬には、この付近一面にオサバグサが咲き乱れ、昼なお暗い林床も、この時ばかりは白一色に染まります。谷あいを通る霧の中へ、その白い群落は果てしなく溶けてゆきます。日光の自然を守る会の宇大教授田中正先生、宇大名誉教授森谷憲先生の調査では、この地域にとって希少種である昆虫や植物が発見され、豊かな自然が残されている事が明らかにされました。一方、この地域には、標高2020メートルに鬼怒沼があります。⁽¹⁾

また鯨岡兵輔環境庁長官も「奥鬼怒は、日光国立公園の中でも極めて原生的自然環境を有する地域であり、こうした地域において観光を主たる目的とするようないわゆるスーパー林道の建設は直接、間接の自然破壊を招くことにもなり認められない」地域であると言わしめた貴重な自然環境であった⁽²⁾。

このような貴重な自然である奥鬼怒にスーパー林道を建設しようというのである。

注

- (1) 菅俣典史「ちやくちやく進む、奥鬼怒スーパー林道」、尾瀬の自然を守る会会報『尾瀬』第18号、1980年10月、2頁。
- (2) 前掲藤原「奥鬼怒“スーパー”林道に関する資料(1)」、79頁。

(2) 奥鬼怒スーパー林道建設計画の概要

では、どのような奥鬼怒スーパー林道を建設しようとしたのであろうか。あらかじめ確認しておきたいのは、度々指摘してきたように、スーパー林道というのは、「国有林のための林道建設の一環として観光道路、観光施設の建設」を目指すものであった⁽¹⁾。ということである。

奥鬼怒スーパー林道の目的である林道の価値は、奥鬼怒スーパー林道建設派の論客が指摘しているように、著しく低い。「奥鬼怒スーパー林道の対象地のうち、既設部分の林道周辺はすでに開発がすすんで」おり、後段の「今

後開発が予定されるのは、延長部分の林道周辺の原生林の伐採」で、「これらの原生林は手厚く保護されなければならないし、林業技術的にみても、森林施業を行なうのは不可能と思われるが、仮に1800m以下の森林で択抜作業を行なうとして」「択抜後の森林の保育費や道路の維持管理費を考えると、売り上げ収入を全額回してもまだ不足」し、「加えるに、災害発生時の多額の災害復旧費ともなれば投資効果はマイナスとでる。」⁽²⁾

奥鬼怒スーパー林道建設計画を具体的にみてみよう。

1971年11月10日、環境庁と森林開発公団が同意した奥鬼怒スーパー林道建設計画の当初案は、起点栃木県日光市光徳、終点群馬県片品村大清水、総延長47.5kmで、工事施工済区間の光徳―栗山村八丁の湯が31.3km、日光国立公園特別地域、27.5km、普通地域3.8kmを含み、計画期間の栗山村八丁の湯―片品村大清水が16.2km、日光国立公園特別地域、3.5km、普通地域12.7kmを含んでいた⁽³⁾。

この奥鬼怒スーパー林道計画案は、1971年3月に森林開発公団が公表して以来反対運動が起き、1971年6月に就任した大石武一環境庁長官が否認の意向を示したが、その後1971年11月に、前段の道路部分については、生活道路として環境庁が公認し⁽⁴⁾、問題は後段の栗山村八丁の湯―片品村大清水間の道路に絞られた。

後に詳しく述べるように、当初案が鬼怒沼周辺の特別保護地区を含んでいたために、環境庁の否認の意向もあり、激しい反対運動を受けて、森林開発公団は、1976年に、栗山村八丁の湯―片品村大清水間の道路計画案を、図1に示したように、特別保護地区を回避する第1回変更案を提起した⁽⁵⁾。

その変更案は、図1に示したように、「八丁の湯から赤安山付近の尾瀬地区を東側に大きく迂回し、群馬県片品村から、大字中之俣の林道中之俣へ結ぶ計画」であった。この変更案は、鬼怒沼周辺の特別保護地区を避けて迂回して批判をかわそうとする案であった。さっそく1976年3月31日に農林水産大臣は、この案を認可した⁽⁶⁾。

道路の巾員4.6メートルであったものを「林道として機能が達成される最小限度」の3メートルに縮小し、路肩巾員も0.25-0.9に縮小するものであった⁽⁸⁾。

1981年1月に森林開発公団は、反対運動からの要請もあって「奥鬼怒スーパー林道環境アセスメント報告書」を提出して、環境上に問題なしとした。栃木県知事も、1981年3月に「スーパー林道新ルート案」を県森林審議会に諮問し、同年5月に県森林審議会は「妥当」であると「答申」した⁽⁹⁾。

なお奥鬼怒スーパー林道の建設費用についてみれば、藤原氏によれば、表1に示したように、1970年当初の総工事費は、予算20億円であったが、1976年には38億円、1981年には69億円、1986年には98億円、最終的には105億円となり、当初予算の5倍にも跳ね上がった。これは、当初は安い予算を出して工事が進行するほどに経費を上積みしていく一種の詐欺的手法であり、公社の常套手段であったが、後論でも触れるように、壮大な税金の無駄使いであった。

表1 奥鬼怒スーパー林道の総工事費

年次	額
1970年	38億円
1976年	69億円
1986年	98億円
1989年	100億円 (予想)
1990年	105億円

注 前掲藤原稿「奥鬼怒スーパー林道の問題点」, 118頁, 1990年は、『尾瀬』第57号, 8頁から作成。

結局、激しい反対運動にも拘わらず、奥鬼怒スーパー林道は、1991年に完成し、鯨岡幹線案通り、観光道路とは使用されず、利用されない林道として今日に至っている。

注

- (1) 拙稿「環境庁管理下の国立公園の利用政策—第I部・環境庁管理下の国立公園研究④—」, 『経済誌林』第89巻第1号, 2021年10月, 162頁。

- (2) 前掲藤原「奥鬼怒スーパー林道の問題点」, 123頁。
- (3) 前掲藤原信「奥鬼怒“スーパー”林道に関する資料(1)」, 『宇都宮大学農学部演習林報告』20号, 1984年, 78頁。
- (4) 無署名「昭和46年度の成果および経過」, 『大自然』No.7, 1972年1月, 3頁。及び「スーパー林道部分許可」, 『読売新聞』1971年10月22日(夕刊)。
- (5) 無署名「これまでの経過」, 日本自然保護協会編『奥鬼怒スーパー林道について考える』, 資料第15号, 1982年, 1頁。
- (6) 同上, 1頁。
- (7) 前掲「これまでの経緯」, 1頁。前掲藤原「奥鬼怒スーパー林道の問題点」, 131頁。
- (8) 環境庁編「奥鬼怒スーパー林について」(1983年)は, 前掲「奥鬼怒“スーパー”林道に関する資料(I)」に掲載, 77-8頁。藤原氏の引用は, 同上, 77頁。
- (9) 前掲「これまでの経緯」, 1頁。詳しいアセス批判については, 田中正編『奥鬼怒スーパー林道の環境アセスメント報告書(森林開発公団)における虚構と真実』, 1983年, 栃木県自然保護団体連合会, を参照。

2 奥鬼怒スーパー林道建設計画反対運動の前段

—1971年～1981年—

(1) 奥鬼怒スーパー林道建設計画当初案に対する反対運動

森林開発公団は, 1971年3月31日に「奥鬼怒スーパー林道建設実施計画」を公告した⁽¹⁾。この公告を受けて, すでに1970年6月6日に発足していた日光の自然を守る会⁽²⁾は, 奥鬼怒スーパー林道の自然破壊を危惧して, 「光徳から川俣温泉女夫淵」までの「既存の道ということで反対はしない」が「当会は八丁の湯以降のスーパー林道建設に反対し, 6月末に, 県, 営林署等関係機関へその旨要望書を提出した。」と記している⁽³⁾。

1971年7月1日に環境庁が設置された。

日光の自然を守る会は, 1971年6月19日に実行委員会で「奥鬼怒スーパ

一林道については、…八丁ノ湯から尾瀬沼に至る路線建設に反対することを決め、6月6日に県および森林開発公団、地元の栗山村、環境庁長官などに陳情書を提出」した。

日光の自然を守る会は、奥鬼怒スーパー林道が群馬県片品村から尾瀬縦貫観光道路の県道に接続し福島県に通じることになっていたため、1971年8月21日に発足した「尾瀬の自然を守る会を支援し、共闘を組む」ことを決めていた⁽⁴⁾。以後この協力関係は続けられた。

周知のように、大石環境庁長官は、1971年7月21日に尾瀬長蔵小屋の3代目平野長靖の陳情を受け、7月末に尾瀬の現地視察を承諾し、7月22日には、「国立公園にドライブウエーを通すのは好ましくない」と考え、7月末に現地視察すると公表した。そして7月30日、31日に尾瀬で尾瀬道路建設反対派の人々と「ティーチ・イン」を行ない、尾瀬道路建設中止を約束し、8月1日の記者会見で尾瀬道路建設中止を声明した。そして佐藤栄作内閣の閣議で大石長官の決定の了承を取り付けた⁽⁵⁾。

こうした状況の中で、日光の自然を守る会は、1971年9月27日に、「会長、副会長が環境庁へ陳情」し、「大石長官は八丁ノ湯以降の建設は認めないと声明」し、同時に、「尾瀬の自動車道の取止めを声明した。

同年10月7日、自然公園審議会は、「奥鬼怒スーパー林道のうち、…地元の生活道として認めていた、光徳～八丁ノ湯間（26km、既設）の拡幅を認可」した。この許可は「一部には、八丁ノ湯～尾瀬に至る、残り路線の認可の前提と受けとられたが」、「日光の自然を守る会」は、10月27日に「環境庁への再度の陳情によって、『1,500m以上の亜高山帯には自動車道を作らせない。したがって、2000m近くを通る、奥鬼怒スーパー林道の、八丁ノ湯以降は認めない』ことがはっきりした。」と確認している。

更に「次いで、11月19日には、自然公園審議会が、尾瀬の車道を正式に廃止」を答申した。「日光の自然を守る会」は、これによって「同時に、尾瀬の車道に接続する奥鬼怒スーパー林道の新設区間の建設は事実上たち消えとなったのである。」と受け止めた⁽⁶⁾。

しかし森林開発公団は、環境庁の資料によれば、1971年10月14日に、あいまいな言い方で「公団、環境庁宛て自然公園法に基づき協議（旧ルートを取り下げて日光市～栗山村（八丁の湯）」と記し、同年11月10日に「環境庁、上記協議に同意（日光市～栗山村）」と記されている⁽⁷⁾。

この文意は、藤原氏の指摘するように、「環境庁は、1971年11月10日に、当面は、栃木県日光市から栗山村八丁の湯付近までの計画に限って認め、その後については、工事の進行にともなって検討を進めることを決めた」と理解できる⁽⁸⁾。

日光の自然を守る会は、環境庁が1971年に尾瀬道路工事を中止させてから奥鬼怒スーパー林道の八丁の湯以降の道路は認めないと理解して、八丁の湯以降の道路の建設には関心を示さなかった。

尾瀬の自然保護運動は、マスコミも含め尾瀬縦貫道路の清水から一ノ瀬にいたる駐車場建設反対運動問題に集中し、日光の自然を守る会は、1971年には日光バイパス建設問題に忙殺されていて、奥鬼怒スーパー問題は棚上げされ、そのためもあってか、山王林道の拡幅工事問題、女夫淵一八丁の湯間の道路建設工事への関心がにぶっていたように思われる⁽⁹⁾。

森林開発公団は、1972年6月に女夫淵一八丁の湯間の工事を開始していた⁽¹⁰⁾。尾瀬の自然を守る会、日光の自然を守る会は、八丁の湯～大清水間の建設問題に意識を集中して、始まった女夫淵一八丁の湯間の工事については、関心を示さなかった。両両会の会報には女夫淵一八丁の湯間工事について何らの記述もない。

なお1971年の大石環境庁長官の尾瀬観光道路工事中止で盛り上がっていた自然保護運動の中で、1973年3月9日、一ノ瀬駐車場問題を中心に「尾瀬を守る連絡協議会」が17団体の参加で発足した⁽¹¹⁾。この尾瀬を守る連絡協議会は、後に大きな役割を果たしていく。

奥鬼怒スーパー林道建設計画が問題になったのは、すでに指摘したように1976年2月25日に森林開発公団が、奥鬼怒スーパー林道建設の「実施計画変更案（第1回）」を公表し、1976年3月31日に農林大臣によって認可

をえて、八丁の湯一大清水間の道路建設に乗り出してからであった⁽¹²⁾。

このように大石環境庁長官によって棚上げされていた奥鬼怒スーパー林道の後段ルートの建設の実施計画の提起は、これまで奥鬼怒スーパー林道建設に反対してきた日光の自然を守る会に大きな衝撃をあたえた。

1977年8月1日、群馬県は、「森林開発公団と合意の上」、八丁の湯から旧尾瀬縦貫道路への接続を『既に開設されている片品村大清水付近の林道に変更し、栃木一群馬間を貫通させる』と発表し、環境庁と正式に協議に入ることを明らかにした。⁽¹³⁾

日光の自然を守る会は、1977年8月7日に田中正教授が「奥鬼怒スーパー林道現地調査」を行ない⁽¹⁴⁾、その結果を踏まえて「9月15日に実行委員会を開き、奥鬼怒スーパー林道建設反対の運動方針を決めた」⁽¹⁵⁾。更に1977年12月の同会の総会で、「奥鬼怒スーパー林道の建設に反対し現地調査をする」と決定している⁽¹⁶⁾。

更に日光の自然を守る会は、1978年の8月24日、25日に奥鬼怒スーパー林道予定ルートの実地調査を行なった。

日光の自然を守る会は、その調査を踏まえ、「当会としては、林道予定線が日光国立公園特別地域を通過しこの一帯は、素晴らしい原生林が手つかずに残された貴重な地域で有り、これを大々的に破壊する林道計画に対しては座視することはできない」⁽¹⁷⁾とし、同年12月14日に日光の自然を守る会の総会で「奥鬼怒スーパー林道の建設に反対し、現地調査をする」方針を決めた⁽¹⁸⁾。

更に日光の自然を守る会は、1978年11月に会報『大自然』No.19（1978年11月25日）を「奥鬼怒スーパー林道特集号」として出版し世論に訴えた。

特集号の目玉論文、実地調査グループ「奥鬼怒スーパー林道開設の得失」は、1、地元住民の生活道路と喧伝されている奥鬼怒スーパー林道は、「5月から11月まで半年しか利用できない」ので「生活物資の交流もかंगाえられない」、2、安い輸入材があり、原生林の利用価値は低く、伐採搬出費用に莫大な費用を要し、「林産物の搬出道路として価値がない」、3、奥鬼

怒温泉郷は、道路建設によつての秘境としての価値が失われ、便利になるが通過点にすぎなくなる、4、林道の建設は、建設による自然破壊はさることながら、沿道の植物盗掘、果てはロープウェイの建設要求などで恐れもある、などと奥鬼怒スーパー林道建設の不要を説いた⁽¹⁹⁾。

なお1978年11月に栃木県知事選挙が行なわれ、立候補者は奥鬼怒スーパー林道建設への姿勢を問われた。

当時の『朝日新聞』によれば、県知事選の折「奥鬼怒の自然を愛する会の菅俣代表の呼びかけた『候補者への手紙』に対し、船田譲候補（知事に当選）は、『凍結状態になっている奥鬼怒から群馬県に延びる林道は、環境庁も消極的だし、ことさら作る必要はないと思います。問題は林道完成後、交通量の増大による自然破壊ですが、各地でみられる湿原の乾燥化が鬼怒沼でも進まないかと、私も気がかりです。事前に防ぎたい。それは行政の責任だと思います』と回答した。」⁽²⁰⁾

奥鬼怒スーパー林道建設にやや消極的姿勢を示していた船田譲候補は、知事に再選されるや君子豹変し、奥鬼怒スーパー林道建設推進派となり、反対運動と対立し、奥鬼怒スーパー林道建設問題を地元の政治問題として浮上させた。

注

- (1) 「これまでの経過」, 日本自然保護協会編『奥鬼怒スーパー林道建設問題を考える』, 資料大15号所収, 1982年, 1頁。
- (2) 「本会ができるまでの経緯」, 日光の自然を守る会会報『大自然』No.1, 190年6月, 4頁。
- (3) 無署名「処女地に車を入れないで」, 前掲『大自然』No.6, 1971年7月, 4頁。
- (4) 無署名「奥鬼怒スーパー林道中止へ」, 『大自然』No.7, 1972年1月, 3頁。
- (5) 拙著『高度成長期日本の国立公園』, 第7章2, 247-9頁参照。
- (6) 以上の引用は, 前掲「奥鬼怒スーパー林道中止へ」, 『大自然』No.7, 3頁。
- (7) 前掲藤原「奥鬼怒“スーパー”林道に関する資料(I)」, 77頁。
- (8) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」, 『自然保護事典』①, 130頁。

- (9) 一ノ瀬駐車問題については、拙稿「高度成長期における主要国立公園内のマイカー規制問題」(『経済志林』第86巻第3・4号, 2019年3月)の「尾瀬におけるマイカー規制」の節, 日光の自然を守る会の日光バイパス問題への取り組みについては、『大自然』誌を参照。
- (10) 波戸場秀幸編著『尾瀬の足あと一尾瀬歴史年表一』, 1984年, 煥乎堂, 54頁。
- (11) 同上, 57頁。
なお17団体名は, 尾瀬の自然を守る群馬大学教官研究集団, 東京自然を守る会, 神奈川自然を守る会, 千葉自然を守る会, 利根沼田自然を愛する会, 群馬県自然保護連盟, 日本野鳥の会群馬県支部, 群馬県勤労者山岳会, 尾瀬自然保護研究会, 日本科学者会議群馬支部, 高崎勤労者音楽協会, 地学団体研究会前橋支部, 尾瀬の自然を守る会, 高校尾瀬研究(生物)会, 長蔵小屋, 国分寺遺跡守る会グループ, 個人グループ。
- (12) 前掲波戸場『尾瀬の足あと一尾瀬歴史年表』, 67頁。前掲「これまでの経過」, 『奥鬼怒スーパー林道建設問題を考える』, 1頁。
- (13) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」, 『自然保護事典』①, 130頁。前掲「これまでの経過」, 1頁。
- (14) 無署名「昭和52年度前期運動経過」, 『大自然』No.17, 1977年8月, 10頁。
- (15) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」, 『自然保護事典』①, 130頁。
- (16) 「日光の自然を守る会総会報告」, 『大自然』No.18, 1978年3月, 1頁。
- (17) 「奥鬼怒スーパー林道特集号」, 『大自然』No.19, 1978年11月, 1頁。
- (18) 「日光の自然を守る会総会報告」, 『大自然』No.18, 1頁。
- (19) 実地調査グループ「奥鬼怒スーパー林道開設の得失」, 『大自然』No.19, 2-3頁。
- (20) 前掲「奥鬼怒の自然を守る運動」, 『自然保護事典』①, 130-1頁。

(2) 奥鬼怒スーパー林道建設計画のトンネル案に対する反対運動

栃木県知事選挙での船田候補の奥鬼怒スーパー林道建設計画への反対姿勢や反対運動の情勢を受けて, 森林開発公団は, 1979年2月15日, 公団実施計画第2回変更案を公表した⁽¹⁾。

この第2回変更案は, 図1に示したように, 直接自然保護区域を避けて, 八丁の湯手前に奥鬼怒大橋を建設し200メートルのトンネルを掘り, 鬼怒沼山の北側に1300メートルのトンネルを掘り, 一挙に中之厩沢に向かって

道路を新設し大清水に連絡するという最終案であった⁽²⁾。

この第2回変更案のトンネル案は、1979年3月に栃木県と群馬県の両知事に同意され、農林水産大臣により認可された。

こうしてにわかに奥鬼怒スーパー林道の後半部分の建設計画が現実化した。

1980年3月14日に日光の自然を守る会は、森林開発公団に計画中止を申し入れた。同年6月1日には、森林開発公団は、日光の自然を守る会と会合をもち、改めて「国立公園特別地域を通過する区間はトンネル案を提示」した。しかし1980年8月19日、日光の自然を守る会、尾瀬の自然を守る会は、トンネル案を認めず、「日本自然保護協会、環境庁、農林省、林野庁、公団に計画中止の陳情をし、現地視察を要請」した⁽³⁾。

両会は、鯨岡環境庁長官に奥鬼怒スーパー林道の建設計画に同意しないよう申し入れたが、「確答は得られなかった。」⁽⁴⁾

その折り事情を日光の自然を守る会の『大自然』No.21は、次のように伝えていて、政治家と官僚の対応が興味深い⁽⁵⁾。

「始めに正田自然保護局長に面会。局長は転任した許りで事情が分からぬとのことで施設保護課長を呼ぶ。局長は八丁の湯から先の工事に関しては森林開発公団からは非公式にも申し入れなどはなかったし、またこのことに関しては云う立場にはないと終始明言をさけていた。長官に会っても長官としては返答は出来ぬはずだと長官に会うことさえもさげさせようとするような態度すら見えた。

鯨岡長官は先に会長は面会していることもあり、また山好きな方らしく、心よく我々を迎えてくれた。山の話でもしましよと我々や記者連中を会議テーブルに案内されて、……奥鬼怒についてはよく地形を知っており、鬼怒沼は歩いて行く所である。私個人としては皆さんの運動に理解を示しますといわれた。会長も笑って長官への用意した質問事項を引っこめてしまった。自然保護局長の不遜な態度とはまことに対称的であった。

さらに森林開発公団に行き理事長と会見、計画中止を訴え、申入れ書を

手渡す。理事長は環境庁と協議する段階まで計画は煮つまっていないということであった。

続いて林野庁に行き、長官不在で、次長に面会、反対の申入れ書を手渡す。農林水産省では大臣は忙しくて面会出来ないとのことで秘書課長に会い、申入れ書を手渡し、大臣に来意を伝えていただく。

さらに自然保護協会、国立公園協会を訪ね、我々の運動に対する協力をお願いした。」

1980年8月27日に、日光の自然を守る会は、船田栃木県知事に「計画中止の陳情」を行ない、同年9月29日、30日に「栗山村当局と会合」し、「スーパー林道視察」を行なった。更に、同年11月19日、栃木県文化財保護委員有志は、船田栃木県知事に対し「奥鬼怒地域における動植物の保存について」の陳情書を提出し、更に同年11月23日、24日、スーパー林道予定地を視察した⁽⁶⁾。

1981年1月、森林開発公団は、反対派の要求を受けて「奥鬼怒スーパー林道環境アセスメント調査報告」を作成、知事と協議に入った⁽⁷⁾。日光の自然を守る会のリーダーだった田中正氏は、このアセスメント調査の「ズサン」さを報告書批判の「まとめ」で次のように批判した⁽⁸⁾。

「奥鬼怒林道の環境アセスメント調査報告書の中で、植物・動物・林業・治山治水などの重要項目において、多くの疑問点が発見された。それは短期間内に限られた人員によって調査したことにもよろうが、一方的に判断し、或は意図的に事実を曲解した点も多い。我々は数十年にわたって奥鬼怒地域を自弁で調査してきた。その結果、この地域は栃木県内で最も良く自然が残されており、日本でも有数な地域と確信している。しかし、その豊かな自然環境も次第に悪化し、自然災害も漸増しようとしている。

奥鬼怒スーパー林道は名前だけの『林道』であり、莫大な建設費（69億円またはそれ以上）に対して林業収益は数%に過ぎない。治山治水も林道建設の目的の一つにされているが、崩壊しやすい地域で林道建設をし、森林を伐採すれば、南アルプス林道のように台風や大水によって壊滅的な大

崩壊が起きよう。

そのツケは地域に対して大きく跳ね返ってこよう。『住民の要望によって建設した林道なのだから、災害が起きても地域住民が責めを負うべきである』という当局の考えは、責任逃れの最たるものであろう。

この林道の最大目的は観光であり、如何に環境庁が『観光』を目的としないこと、を条件にして林道建設を承認したとしても、最終目的の観光に変更するように既に地域住民は働きかけており、両県も観光へ変身させようとしている。

また栃木県栗山村と群馬県片品村との間の物資の輸送、両村民の友好のためとするキャッチフレーズや、年間数トン程度の山村特産物の生産も、また児童の通学のためと称する美談も、奥鬼怒スーパー林道を建設しようとする苦しまぎれの言い逃れに過ぎない。

一部の人達の利益のために、かけがえのない大切な自然を破壊し悔を千年の後にまで残さないよう、我々は奥鬼怒スーパー林道の建設を阻止しなければならない。」

以上、極めて的確な批判である。

注

- (1) 前掲「これまでの経過」、日本自然保護協会編『奥鬼怒スーパー林道について考える』、1頁。
- (2) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」、『自然保護事典』①、131頁。
- (3) 以上の引用は、前掲「これまでの経過」、1頁。
- (4) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」、131頁。
- (5) 無署名「奥鬼怒スーパー林道建設計画は中止せよー環境庁長官に陳情ー」、『大自然』No.21, 1981年1月、7頁。
- (6) 前掲「これまでの経過」、1頁。
- (7) 同上、1頁。
- (8) 田中正『奥鬼怒スーパー林道のアセスメント報告書（森林開発公団）における虚構と真実』、1983年、栃木県自然保護団体連絡協議会、12頁。

(3) 鯨岡環境長官の裁定提出前までの反対運動

1981年3月10日に森林開発公団は、すでに述べたように厳しい反対運動を考慮して奥鬼怒スーパー林道の建設ルート（鬼怒沼山の北側に1300メートルのトンネルを掘り、八丁の湯の裏側に200メートルのトンネルを掘る）を最終案に決定し、「栃木・群馬両県の同意と農林水産省の承認が得られ次第、環境庁に、自然公園法に基づく建設許可を申請することを決めた。」⁽¹⁾

これを受けて、1981年5月23日、尾瀬の自然を守る会は、日光の自然を守る会を訪れ、日光市で「共同で話し合いをおこない」、「①アセスメントは独断的で自然破壊は免れない②新ルートの研究は不十分な点が多い③これまでの処置では動植物の変化や環境変化に対する方法を考えていない④トンネル工事が新しく導入されたが鬼怒沼への影響についてなんら保障はない」ことを確認し合い、「両団体が歩調を合わせて建設反対運動を進める」ことにした⁽²⁾。

ここに両組織が積極的に共同行動を行なうことになった。

両「自然を守る会」は「両団体名で、鯨岡兵輔環境庁長官に対し、現地視察を要請した。」⁽³⁾

他方、1981年5月27日に栃木県は、県森林審議会に「変更案」の是非を審議させ、「変更は妥当と認める」とし、「付帯決議」を付けて答申を受け取った。この答申を受けた栃木県知事は、新ルートでの建設を認める「意見書」を提出した。

この「意見書」には、田中正委員の強い要望で次のような「付帯意見」が付された。すなわち「①環境アセスメント報告書は権威性に欠ける点が少なくなく、補正部分約十ヶ所と動物相について追加報告書を求める必要がある。②地元住民の地域振興に対する要請を優先的に尊重することが適當。③自然環境の保全に対する県民意識はできるかぎり今後も聴取する機会を設け、自然環境の保全について最善の努力をすることを望む」というものであった⁽⁴⁾。

このような栃木県知事の動きに対して、1981年6月10日に、昆虫愛好会、栃木県植物同好会、日本野鳥の会栃木県支部などが、栃木県知事に「建設反対を陳情した」⁽⁵⁾。このような自然保護を主目的にしているわけではない団体が、奥鬼怒スーパー林道建設計画反対運動に参加し、運動の広がりを示した。

これまで、奥鬼怒スーパー林道計画に明確に賛否を明らかにしていなかった日本自然保護協会は、1981年6月19日に「保護委員会」において奥鬼怒スーパー林道計画中止について検討した⁽⁶⁾。その後の1982年9月に、日本自然保護協会は、同会編『奥鬼怒スーパー林道建設問題を考える』（資料第15号）を公刊して、奥鬼怒スーパー林道建設計画反対の論考を掲載し、協会として反対を明言しなかったが、反対の姿勢を示した⁽⁷⁾。

1981年7月21日-23日、日光の自然を守る会と尾瀬の自然を守る会群馬県支部は、合同で予定地の現地調査を行ない、8月28日に群馬県知事に「奥鬼怒スーパー林道建設計画を中止せよ」という「意見書」を提出した⁽⁸⁾。

なお反対運動が進展している中で、1981年7月29日に群馬県自然保護連盟は、「奥鬼怒スーパー林道に関する意見書」を提出した⁽⁹⁾。

1971年に環境保全を目的としたNPOとして設立された「群馬県自然保護連盟」は、尾瀬縦貫道路建設に尾瀬の自然を守る会とともに反対運動を行ってきたが、この意見書を機会に「奥鬼怒林道建設を容認すること」になった⁽¹⁰⁾。

この団体が、奥鬼怒スーパー林道建設に賛成の意見を表明したことは、奥鬼怒スーパー林道建設反対運動にとって大きな問題であった。後にみるように、これまで行なわれてきた奥鬼怒スーパー林道建設反対運動内部にも、条件付き賛成の動きが生まれてくるからであった。

しかし奥鬼怒スーパー林道建設反対派は、積極的に活動した。

1981年9月3日には、日光の自然を守る会は、NHK・TV、フレッシュロータリーという番組で、奥鬼怒スーパー林道建設反対の意見を述べ、広く世論に訴えた。また1981年9月16日に、これまで表面にでてこなかっ

た日本自然保護協会は、奥鬼怒スーパー林道建設の現地視察を行なった⁽¹¹⁾。

1981年9月20日、21日に日光の自然を守る会の要請に応じて、鯨岡環境庁長官が、現地視察をおこなった。視察の21日の夜、現地の日光沢温泉において、日光の自然を守る会と尾瀬の自然を守る会、日本野鳥の会栃木県支部などの代表が長官と面談し、鬼怒スーパー林道の建設中止を申し入れた。翌日の22日には、「建設促進派の栗山・片品村長等が、早期開通を訴え、長官に陳情書を提出した。」

1981年9月29日に、栃木県議会で奥鬼怒スーパー林道の問題がとりあげられ、栃木県知事は「変更ルート案についての森林開発公団との事前協議は、県森林審議会の答申の趣旨を尊重して対処する」と答え、「開通やむなし」との意向を改めて表明した⁽¹²⁾。

ともあれ、奥鬼怒スーパー林道建設反対運動は、内部的な対立を抱えつつもそれを乗り越えて進展していった。

尾瀬の自然を守る会と日光の自然を守る会は、同年11月8日に「東京の渋谷で集会を開き、新宿までデモ行進を行なった。参加者150余名」であった。「同時に新宿駅頭でビラ配り」を行なった⁽¹³⁾。

1981年11月9日に奥鬼怒林道開設に反対する市民有志、日本共産党日光市委員会から、建設反対の「意見書」が提出された。同年11月15日、日本社会党栃木県本部も執行委員会を開き、「これまで建設が終っている奥鬼怒四湯・八丁の湯で工事を打ち切り、新設予定ルートは白紙撤回すべきである」という方針を決定した⁽¹⁴⁾。

以上のような動きの中で1981年11月19日に鯨岡環境庁長官は、林野庁長官、森林開発公団理事長の3者会議を開き、奥鬼怒スーパー林道は「観光目的の林道としないことを前提に、①環境影響調査を十分に行う。②林道は、舗装をやめ、幅員は、ジープ1台（約3.5m）が通れるものとする。③マイカー乗入れを厳しく規制する。などを認可条件とすることで3者が合意した」⁽¹⁵⁾。

そして翌日、鯨岡環境庁長官は、記者会見を開き「鯨岡裁定」を発表し

たのであった。

注

- (1) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」、『自然保護事典』①, 132頁。
- (2) 同上, 131頁。無署名「奥鬼怒スーパー林道着工迫る」、『尾瀬』第21号, 1981年8月, 1頁。
- (3) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」, 131頁。
- (4) 同上, 131-2頁。
- (5) 前掲「これまでの経過」, 日本自然保護協会編『奥鬼怒スーパー林道について考える』, 資料第15号, 1982年, 1-2頁。
- (6) 同上, 2頁。
- (7) 前掲日本自然保護協会編『奥鬼怒スーパー林道について考える』, 資料第15号, 参照。
- (8) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」, 132頁。
- (9) 前掲「これまでの経過」, 2頁。
- (10) 吉田竜吉「群馬県自然保護連盟『発足の経緯と活動』, また, 群馬県自然保護連盟「奥鬼怒林道の通行に関する質問状」(2005年)には, 群馬県自然保護連盟は「奥鬼怒林道(大清水一八丁の湯16.2km)建設計画について日本森林公団と真剣に協議し, 多くの提言と妥協の結果, 奥鬼怒林道建設を容認すること」になったと記している。共に, ウェブサイト, 参照。
- (11) 前掲「これまでの経過」, 2頁。
- (12) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」, 132頁。
- (13) 児玉「奥鬼怒スーパー林道阻止にむけて」、『尾瀬』第23号1982年1月, 3頁。
- (14) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」, 133頁。
- (15) 前掲「これまでの経過」, 2頁。

3 奥鬼怒スーパー林道建設計画反対運動の後段

(1) 鯨岡環境庁長官の裁定案提出とその評価

鯨岡環境庁長官は, 1981年11月20日に, 退任数日を前にして記者会見し, 次のようないわゆる「鯨岡裁定」を公表した⁽¹⁾。

「昨日、私は林野庁長官と森林開発公団理事長を呼び、かねて懸案の奥鬼怒スーパー林道について私の考えているところを極めてはっきりとお話しました。

その結果、お二人共私の考えに賛意を表していただくことができました。

私の方針は後程申し上げますが、あくまでも具体的な手続きに先立ってのものであり、今後、この方針を踏まえ事務当局において具体案を詰めるよう指示致しました。

以下、その方針を申し上げます。

(1) 奥鬼怒スーパー林道について

奥鬼怒スーパー林道(八丁の湯～大清水間)の建設については、去る9月20日、21日の両日の現地調査を踏まえて関係者の意見を十分承わりながら、慎重に検討した結果、次のような方向で進めるのが適当であると判断いたしました。

ア. 奥鬼怒は、日光国立公園の中でも極めて原生的自然環境を有する地域であり、こうした地域において観光を主たる目的とするようないわゆるスーパー林道の建設は直接、間接の自然破壊を招くことにもなり認められない。

イ. 一方、今回のいわゆるスーパー林道の延長が計画されている地域は、元来、林業を主要産業とした地域であり、このため国立公園としても普通地域が大半を占めている地域である。地場産業としての林業の振興や災害防止のための治山工事の推進等はこの地域にとって切実な問題であり、これらの問題の解決と地域住民の日常生活の改善に寄与する林道の必要性については否定するものではない。

ウ. しかし、林道を認めるに当たっては、可能な限り、自然環境の保全に留意した工夫がなされることが基本的条件であるとともに完成後の管理についても十分な配慮が必要と考える。以上のような基本方針により今後事務的に関係者でつめさせることにしたものである。

(2) 事務当局における検討の方向

- ア. 完全な林道だとしても路線については、十分なるアセスメントを行って保全対策が講じられるものであること。
- イ. 林道としての構造，規格が最小限度のものであること。
- ウ. 鬼怒沼への影響についての十分なる調査を事前に行うこと。
- エ. 完工後の管理の方式については、自然環境保全に配慮したものであること。（例、マイカーなどは厳しく規制等）今後環境庁と十分に相談すること。

以上の観点から、今後技術的に具体的事項について事務的に整理する。」

鯨岡裁定の要点は、以上のように「基本方針」として、奥鬼怒スーパー林道は、1，観光道路としては認めないが、2，林道として地場産業としての林業，治山治水，地域住民の日常生活改善のために認める，3，林道を認めるに当たっては自然環境の保全，林道管理を考慮する，ということある。

何とも不可思議な裁定である。もともと観光を主目的に計画された奥鬼怒スーパー林道を、後半の部分ではあるが、観光道路とは認めず、主目的ではなかった林業道として認めるだけとした。

さてこのような鯨岡裁定は、反対運動においてどのように評価されたであろうか。

まず指摘しておくべきは、本来、このような重要な問題については、自然環境保全審議会に諮問すべきであったが、しかし、すでに指摘したように、「裁定」公表の前日の11月19日に鯨岡環境庁長官は、林野庁長官，森林開発公団理事長の3者会議を開き合意をみただけで、「裁定」を発表してしまったという点である。

したがって環境庁国立公園行政面からみれば、かつての大石長官が尾瀬縦貫道路の中止宣言のように、自然保護局の意向を無視した独断的な「裁定」だった面も否定できない。

この点について、日光の自然を守る会の志村富寿会長は、「鯨岡長官が審議会に諮ることなしに、林道として認める」が観光道路としては認めない

としたのは、「第1次鈴木内閣は11月で改造し、環境庁長官は更迭になる。その更迭を控えて、問題を次の長官つまり原文兵衛氏にバトン・タッチせず、鯨岡長官自身が自らの責任でこのような措置を決めた」と考えていると述べている。志村富寿会長は、「鯨岡長官ほど歴代長官のなかで環境問題にまじめに取り組んだ長官はいない」と評価し、「置きみやげのつもりで打った手」だったと指摘している⁽²⁾。

このような評価は、「裁定」の行なわれた事情についての評価であって観光道路としては認めないが林道としては認めるという「裁定」の基本的方針の評価ではない。

では反対運動としては、このような「裁定」をどのように評価したのであろうか。

裁定公表の当初は、1981年11月24日『読売新聞』が伝えているように、観光道路としては使わせないが、林道は建設するという「建設理由があいまい」で、「両派ともすっきりせず」と受け止められた。「鯨岡長官は、かねてから自然保護には熱心な言動を続けてきた。『開発はもう結構。美しい自然は先祖からの預かりもの』と説いて、極力、開発を抑える努力を重ねてきた。その長官が、なぜ、国立公園内を通るスーパー林道にOKのサインを出したのか。」との疑問は両派にある⁽³⁾。

もともと「奥鬼怒スーパー林道の場合、最大の目的は『観光』に置かれている」ので、観光開発に期待するスーパー林道賛成派は、観光道路としては使用しないという方針にとまどった。「しかし総工費50億円といわれる工事の受注できる地元業者」は、不安は残るが、大歓迎である。「地元ではすでにマイカーはだめでも、バスを通してほしいという陳情が出ている。」と報じている。林道でも造ってしまえば、あとは観光用に転用させればいいと言うわけだ⁽⁴⁾。

他方で奥鬼怒スーパー林道建設反対運動派は、どう反応したであろうか。

この「鯨岡裁定」の評価は明らかに二つに割れた。

一つは、トンネル案によって「特別地域」の自然が保護されると考え、

観光道路として使用させないのであればよかったと「鯨岡裁定」を肯定的に評価した。もう一つは、観光道路として使用させないとしても林道は造るし、その林道が観光道路として転用されかねないとし、「鯨岡裁定」を否定的に評価した。

反対運動に拘わってきた藤原信氏は、「日光の自然を守る会」では、「内部での意見の食い違い」が生まれ、『林道建設は認め、観光に転用されることのないよう監視していこう』という条件付き運動を主張する意見と、『一般林道でも建設は反対、あくまで白紙撤回を目指す』という意見の対立」が表面化したと指摘している。また「この対立は会長の進退問題にまで発展したため反対運動の進め方にも大きく影響し、(1982年—引用者)1月16日の日光の自然を守る会の総会では、積極的な運動方針を打ち出すことができなかった。」と指摘している⁽⁵⁾。

当時の日光の自然を守る会の志村会長は、「鯨岡裁定」を次のように評価している⁽⁶⁾。

「日光の自然を守る会は、ずっと以前から林道計画には反対してきた。……これから造る奥鬼怒林道では観光的利用を一切許さぬとすれば、われわれの努力がそれなりに認められたことになる。しかし公団の計画した道路がともかく林道としてでも、利用されるというのは建設にOKしたことになる。

この発表を聞いた時、環境庁と林野庁が話し合い、自然保護の主張と開発論者の主張とを適当に妥協した案だと直感した。新聞社やNHKから電話があり、『こんどの決定に対しどう考えるか』という質問であつた。『妥協の産物であり、不満なものだ』と答えた。

ところで、長い間、私たちの最大の関心であった奥鬼怒スーパー林道に対して政府としての結論が出されたのである。この結論に対してどう対処するか、守る会としてもみんなで論議し、こんごの方針を決めていきたいと思う。

奥鬼怒スーパー林道は林道としてのみ認め、観光道路としての利用は許

さぬと言うが、具体的にはどうなるのか、その内容はこれから協議を重ねて行くという。実はそこが問題だが、大筋だけは決った。林道オンリーとして認めるということは、スーパー林道として認めないということになる。この点について国や県から確認をとることが大切なのだ。

林道といえども、車が通る程度、つまり、3.5メートル幅の道路ということになると、全く自然破壊にならないわけではない。したがって、林道としても反対だという理くつも成り立つが、そこまで言うべきかどうか。また公団が工事を完成したのち、その道路をどこが管理することになるのか、その管理のやり方が問題だし、その点をこんご十分看視することが必要である。」

以上のようにこれまで鯨岡氏を自然保護に熱心な環境長官として評価してきた志村会長は、鯨岡氏の裁定をやや曖昧だが積極的に評価しつつも、裁定が基本的には、観光道路としては認めないことを肯定的に評価しつつ、林道として認めることを否定的にみて、今後の監視を強調し反対運動の継続を提起した。

鯨岡裁定を積極的に評価する人たちは、反対運動から退いていった。

群馬県自然保護協会は、すでに1981年7月29日に第2の計画変更案・トンネル案が提起された段階で、「奥鬼怒スーパー林道に関する意見書」を提出して⁽⁷⁾、「奥鬼怒林道建設を容認する」ことにして、反対運動から離脱していった⁽⁸⁾。

鯨岡裁定を受けた4日後の11月24日に、鯨岡長官に反対陳情で会見した尾瀬の自然を守る会の児王芳郎幹事は、鯨岡「裁定」に全面的に否定的な評価を与え、次のように指摘した⁽⁹⁾。

「一度林道が開通すれば、なし崩し的に観光目的に利用されることは明らかであり、又、林道そのものが貴重な生態系を破壊し、洪水や山崩れなどの災害を引き起こす。このことは過去に建設された多くのスーパー林道が証明しており、地元町村にも伐採による水害を心配する声が多い。林野庁や森林開発公団は小手先の改良工法を主張しているが、それで解決できる

問題ではない。」

「長官の発言の背景には、環境庁の後ろ向きの姿勢がありありと見えている。それを見透かしたかのように群馬県や建設促進派の代表者は一様に『林道みの建設は残念である』としたり顔で述べ、逆に地元の促進派は小踊りして喜こんでいる。林道がいずれ観光目的に利用されるであろうことは、もはや疑う余地がない。」

「観光目的による利用は、地元への利益還元を大巾に減少させ、尾瀬のオーバーユースに拍車をかけ、凍結中の一之瀬一沼山峠間の再開を促すことになる。又、冬期は当然通行不可能であり、林道の維持・管理には膨大な血税を必要とする。行政改革が叫ばれている折、このようなことが許されて良い筈がない。繰り返して言うが、道さえ造ればあとはどうにかなる、という安直な考えが過去どれ程日本の自然環境を損ない、人々の生活や健康を蝕んできたことか。もう一度真剣に考えて欲しい。」

ここには、「鯨岡裁定」に対する明快な否定的な評価が述べられている。

注

- (1) 前掲藤原「奥鬼怒“スーパー林道”に関する資料（I）」、79-80頁。
- (2) 志村富寿「奥鬼怒林道問題は一応の成果」、『大自然』No.22、1982年1月、2頁。
- (3) 「奥鬼怒スーパー林道ゴー」、『読売新聞』1981年11月24日（朝刊）。
- (4) 同上。
- (5) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」、134頁。
- (6) 前掲志村富寿「奥鬼怒林道問題は一応の成果」、1-2頁。
- (7) 前掲「これまでの経過」、『奥鬼怒スーパー林道について考える』、2頁。
- (8) 前掲群馬県自然保護連盟「奥鬼怒林道の通行に関する質問状」には、同連盟が「奥鬼怒スーパー林道建設を容認」したと記している。ちなみに前掲吉田竜吉「群馬県自然保護連盟の『発足の経緯と活動』」は、同連盟が奥鬼怒林道スーパー林道建設反対運動に参加していたことを記しているが、撤退したことについては何も言及していない。本文は、ウェブサイトに掲載。
- (9) 児王芳郎「奥鬼怒スーパー林道阻止に向けて」、『尾瀬』第23号、1982年1月、3頁。

(2) 「鯨岡裁定」直後の奥鬼怒スーパー林道建設反対運動

—1981年11月20日～1983年6月—

「鯨岡裁定」直後の奥鬼怒スーパー林道建設反対運動の概要は、尾瀬の自然を守る会と日光の自然を守る会が、「鯨岡裁定」にも拘わらず、奥鬼怒スーパー林道は不要であり、自然保護上もよくないとして、反対運動の継続を決め、時には街頭にて、集会を開き、当局に建設中止を働きかけ、1983年7月に環境庁が工事再開を認めるまで続けた、ということである。

1981年11月20日の鯨岡裁定を受けて、翌日の21日、尾瀬の自然を守る会群馬県支部など5団体は、群馬県知事に、「奥鬼怒スーパー林道は林業面でも、地元経済面でもメリットは少なく、自然保護上にも問題があるのではないか」と「質問状」を提出し、闘いの旗を降ろそうとしなかった⁽¹⁾。

尾瀬の自然を守る会と日光の自然を守る会は、同年11月24日、「環境庁に前長官を訪ね、……連名による抗議文を手渡し、反対陳情を行なった。」⁽²⁾

尾瀬の自然を守る会は、1981年11月8日に150名が参集し渋谷から新宿にデモ行進し、新宿で署名を行なった。更に同年12月11日には、原文兵衛新環境庁長官に面会し、改めて「建設中止」の申し入れを行なった⁽³⁾。

同年12月22日、先の5団体の質問に対する群馬県知事から回答があったが、「森林開発公団の単なる受け売りの回答で、まったく誠意が感じられるものではなかった。」⁽⁴⁾

同年12月25日、森林開発公団は、栃木、群馬の両県知事に「奥鬼怒スーパー林道の開設と実施計画に関する知事との協議書」を提出した。

1982年1月7日、これを受けて、栃木県知事は「自然環境の保全に最善の努力をすることを条件として同意する」と、群馬県知事は、条件を付けずに「同意する」と森林開発公団に回答した。「栃木・群馬両県知事が同意書を提出したことから、延長工事の着工が本決まりになった。」

農林水産省は、1982年6月9日に反対運動がやや停滞する間に、「奥鬼怒スーパー林道の建設計画の変更」を認可し、「関係市町村に対する公告の

手続きを開始した。そして、早急に環境庁との協議を行ない、(昭和一引用者) 60年度中の完成を目指し、早ければ8月にも着工したい、という意向を示し、工事再開の方向で動き始めた。

この動きに対し日光の自然を守る会と尾瀬の自然を守る会、日本自然保護協会の3団体は、1982年7月12日に、環境庁、農林水産省を訪れ、「奥鬼怒スーパー林道の建設計画の中止を求めて、『奥鬼怒スーパー林道建設認可に関する質問状』を手渡した」⁽⁵⁾。

この質問状の要点は、「農水省の『3者合意』違反を批判し、①「林業専用」とされた林道の規模や構造はどのようなものか、②林道建設による経済性はどうか、③奥鬼怒の自然環境や鬼怒沼への影響等について再調査をすべきではないか、④奥鬼怒の自然環境を破壊から守るための規制措置をどうするのか」というものであった⁽⁶⁾。

1982年8月3日、群馬県では、尾瀬の自然を守る会群馬県支部、高崎自然に親しむ会、利根沼田の自然を愛する会、大峰の自然を守る会、尾瀬を守る連絡協議会など5団体が、群馬県森林審議会の委員に対し、慎重審議を要望する「要望書」を提出した⁽⁷⁾。

1982年9月に日本自然保護協会は、『奥鬼怒スーパー林道建設問題を考える』(小冊子)を発売し、反対運動に科学的な裏づけを与えた⁽⁸⁾。

1982年12月に、7月に先に3団体が提出した質問状が黙殺されたままだったので、重ねて尾瀬の自然を守る会、日本自然保護協会の2団体が再質問を行なったが、これまた、回答をうることができなかった⁽⁹⁾。

「1982年12月13日、奥鬼怒四湯組合から栗山村村長と村議会に『現在計画中の専用林道では地元への貢献は少なく、むしろ交通安全の面で大きな問題があり、未着工部分の建設は見送るべきである』という陳情書」が提出された⁽¹⁰⁾。

この「陳情書」は、進行中の道路計画は役にたたないのでやめた方がいいという奇妙なもので、観光のために奥鬼怒スーパー林道を完成せよと反語的要求であった。

1983年1月23日に開かれた日光の自然を守る会の総会は、奥鬼怒スーパー林道に「基本的には建設に反対」の線を崩さず、「工事が強行された場合は、厳しく監視して行く」こととし、「工事の方法やアセスメントの遵守などについて定期的に協議できるよう、林野庁に要請する」という方針を決めた。このため、観光抜き林道「の建設を容認するかのごとき報道が流され、反対運動も、一応、沈静化するかに思われた。」と指摘されている⁽¹¹⁾。

しかし1983年3月18日に、専門的立場から、奥鬼怒スーパー林道についての調査を重ねてきた田中正と藤原信の宇都宮大学の2教授は、栃木県知事に対し、連名で要望書を提出し、「奥鬼怒スーパー林道の建設は、自然を破壊するばかりでなく、林業経営上も成り立たないので、同林道建設に対する栃木県の負担金の支出の凍結と工事の中止」を申し入れた。これに対し栃木県は、「知事も建設に合意し、環境庁も現在、同意の方向で協議を進めているので、建設中止はあり得ないと思う」と回答し、あくまで林道建設を進める方針を示した⁽¹²⁾。

1983年4月8日にここ数年、閉店休業状態だった栃木県自然保護団体連絡協議会の総会が開かれた。「この会議には、オブザーバーとして、尾瀬の自然を守る会、日本自然保護協会も参加し、活発な論議が展開され、『奥鬼怒は、栃木県に残された貴重な原生林である』『奥鬼怒スーパー林道は治山・治水上からも、動植物保護の上からも問題がある』『林業経営の可能性はない』『一度建設されれば、なし崩し的に観光道路になる恐れがある』などの意見が続出し、『奥鬼怒スーパー林道建設には断固反対する』ことを、加盟13団体の連名で『決議』し、今後は、栃木県自然保護団体連絡協議会を中心にして、関係機関への働きかけと強力な反対運動を展開していく方針を確認した。」⁽¹³⁾

ちなみに、栃木県自然保護協議会の13団体は、日光の自然を守る会、真岡の自然を守る会、高原山の自然を守る会、栃木市の自然を守る会、奥那須の自然を守る会、奥鬼怒の自然を愛する会、栃木市の森林を守る会、八溝山系自然保護連盟結成準備会、栃木県植物愛好会、日本野鳥の会栃木県

支部、昆虫愛好会、みどりを守る会、栃木をかえよう！県民の会、などで、実に広範な自然を愛する団体が奥鬼怒スーパー林道建設反対運動に参加していることがわかる⁽¹⁴⁾。

一時、停滞気味であった奥鬼怒スーパー林道建設反対運動は、栃木県自然保護団体連絡協議会の総会を機に回復し活況を示しはじめた。

1983年4月22日に林野庁、環境庁、森林開発公団は、前年7月12日付の自然保護3団体からの公開質問状に対する回答を提示した。しかしこの回答は、「鯨岡裁定」に従ったもので、新たな提案は何もなかった。この回答を受けた3団体は、「今回の回答と説明は承っておく。基本的には、奥鬼怒スーパー林道建設反対という立場は変わらない。今後も反対運動を続けて行くが、話し合いも続ける。回答を地元を持ち帰って検討した上で、再質問をする」ことを表明した。

「カタチばかりの回答と説明を終えるや、森林開発公団は、1983年4月25日に、早くも、工事の基本設計ともいえる『特別地域内工作物の新築協議書』を栗山村に提出し、同村経由で、5月7日には、栃木県環境観光課がこれを受理し、着々と林道工事の再開を準備していた⁽¹⁵⁾。

1983年5月10日に、船田栃木県知事も記者会見の席上、奥鬼怒スーパー林道については、「鯨岡裁定」の線で進めると発言した。こうした県の意向を受けて1983年5月11日に、栃木県自然保護団体連絡協議会と日光の自然を守る会は、「反対運動の進め方について……意見調整を行なった」。そして、「話し合いの続行を期待していた栃木県自然保護団体連絡協議会は、5月12日、問題点を列挙した『奥鬼怒スーパー林道建設に関する参考意見』を栃木県に提出し、協議書の検討に入っている県に対し、再考を求めた。」

この「参考意見」は、「①林業専用といいながら、『地域住民の生活環境の改善』を付け加えたのは『観光道路化』の伏線と思われる、②『地元の要望』というが、既に、奥鬼怒四湯組合が建設反対の陳情書を出している、③『ジープが通れるだけの』『最小規格の』林道ならば幅員2mの3級林道とすべきである。④延長部分は国有林地域であるのに、維持管理を県が行

なうのは、財政負担を地元を押しつけることになる、⑤地勢等の地理的条件が極めて厳しい地域で、採算重視の森林施業を強行すれば森林の荒廃は必至である、⑥八丁の湯までマイカーが乗り入れると、鬼怒沼周辺の環境破壊は避けられない」などと指摘している⁽¹⁶⁾。

しかし、栃木県では、協議書受理から僅か7日しか経たない5月13日に、「自然環境保全と風致景観維持に十分な対策を講ずること」という付帯意見を付けただけで協議書内容を了承し、環境庁に対し、「基本的には協議書に同意されたい」との「意見書」を提出した。知事の選挙での「公言」も、記者会見での「見解」も反古にし、自然保護団体の提出した参考意見も無視した処置に対し、「自然保護団体は一段と反発を強めた。」

1983年5月28日に「これまで対応の鈍かった日光の自然を守る会も、……実行委員会を開き、『建設計画にはさまざまな疑問点があり、〔建設反対〕の基本方針をあくまで貫く』ことを確認した上で、今後、栃木県自然保護団体連絡協議会、尾瀬の自然を守る会、日本自然保護協会と歩調を合わせ運動を進めることを決め、とりあえず、公開質問状を森林開発公団に提出することになった。」⁽¹⁷⁾

1983年5月に千葉市で開かれた全国自然保護連合の大会において、「奥鬼怒スーパー林道計画」の白紙撤回を求める決議が採択され、奥鬼怒スーパー林道計画反対運動が全国的規模になっていること示した⁽¹⁸⁾。

1983年6月4日に栃木県自然保護団体連絡協議会は、緊急総会を開き、「『一致団結して、奥鬼怒スーパー林道の建設に更に強力に反対する』との決議を行なうとともに、『観光抜き』『林業専用』林道となる延長部分については、スーパー林道としての補助金付きの建設予算を認めることの不当性を問題とし、大蔵省、会計検査院等に、予算執行に関する質問状を提出し、別に、栃木県知事にも質問状を提出することにした。」

栃木県自然保護団体連絡協議会の質問状を受け取った栃木県は、副知事が、同6月16日に現地視察を行なった上で、6月21日に同協議会に対して回答を行なった。しかし藤原氏はこの「回答には誠意は見られず、開き直

りさえ感じられた。」と指摘している。

1983年6月23日に日光の自然を守る会、尾瀬の自然を守る会、日本自然保護協会の3団体は、連名で、農林水産省、林野庁、環境庁、森林開発公団に対し、4月22日の回答を不満とし、以前と同じ趣旨の反論を含む再質問状を提出した。

1983年7月2日に栃木県自然保護団体連絡協議会は、「臨時総会を開いて対策を検討し、知事への再質問を行なうことを決めた。同時に、法的根拠のない拡幅工事についての行政不服審査や監査請求の手続きについての検討に入ること、森林開発公団のアセスメント報告書への批判を公表することを決めた。」⁽¹⁹⁾

注

- (1) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」、前掲『自然保護事典』①、133頁。
- (2) 児王芳郎「奥鬼怒スーパー林道阻止に向けて」、『尾瀬』第23号、1982年1月、3頁。
- (3) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」、133頁。
- (4) 同上、133頁。なお質疑応答の全文は、前掲『奥鬼怒スーパー林道について考える』、53-4頁に掲載。
- (5) 以上の引用は、前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」、134-5頁。
- (6) 同上、135頁。この「質問状」の全文は、尾瀬の自然を守る会編前掲『尾瀬を守る尾瀬自然保護運動25年史』、1992年、上毛新聞社、212-5頁に掲載されている。
- (7) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」、135頁。
- (8) 前掲日本自然保護協会編『奥鬼怒スーパー林道について考える』。
- (9) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」、135頁。
- (10) 同上、135-6頁。
- (11) 同上、136頁。
- (12) 同上、136頁。
- (13) 同上、136頁。
- (14) 無署名「新たな結末・栃木県自然保護協会」、『尾瀬』第28号、1983年6月、3頁
- (15) 以上の引用は、前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」136-7頁。
- (16) 以上の引用は、同上、137-8頁。

- (17) 以上の引用は、同上、138頁。
- (18) 同上、138頁。
- (19) 以上の引用は、同上、138-40頁。

(3) 環境庁の新ルート工事認可直後の反対運動

—1983年7月～1988年10月—

この期の奥鬼怒スーパー林道建設反対運動の概要は、環境庁により新ルート工事が認可されたにも拘わらず、日光と尾瀬の二つの「自然を守る会」だけでなく栃木群馬の両県の自然保護団体連絡協議会を中心にして、環境庁の工事再開許可後も強力な反対運動を継続したことである。

環境庁は、強力な反対運動があったにも拘わらず1983年7月4日に、「工事方法や完成後の交通規制などについての留意事項を付けて『奥鬼怒スーパー林道の建設に同意する』という文書を森林開発公団に送付し、これにより着工にゴーサインが出された」⁽¹⁾。そしてスーパー林道から一般道路に格下げされて「奥鬼怒林道」となった⁽²⁾。

環境庁は、この同意に際して、「奥鬼怒林道について」という文書を作成した。この資料の中で、これまで問題となってきた鯨岡裁定を紹介し、「本林道に関する環境庁の対応」と「森林開発公団からの協議に同意するに当たり環境庁が付した留意事項」など資料を残した⁽³⁾。

この「留意事項」の要点は、「①八丁ノ湯一大清水間は、管理維持を引き受ける自治体（未定）が、林業や地域住民の生活上の必要と認められる車両以外の乗り入れを規制し、夜間は一切の車両の通行を規制する②工事の際、自然環境の保全に万全を尽くす③工事の進行状況について天然色写真を添え、毎年、自然保護局長に報告する一など」であった⁽⁴⁾。

環境庁による工事再開の認可を知って、関係諸機関との話し合いの継続を望んでいた「栃木県自然保護団体連絡協議会は、一方的に着工を承認したことに対し、同日、直ちに『抗議声明』を発表し、徹底抗戦をする考え

を明らかにした。」

更に1983年7月9日に群馬県においても、群馬県内の自然保護6団体が集まって、奥鬼怒スーパー林道建設反対群馬県自然保護団体連絡協議会を結成し、「栃木県自然保護団体連絡協議会と連帯して反対運動を展開すること」になった⁽⁵⁾。

ちなみに群馬県自然保護団体連絡協議会加盟団体は、高崎自然に親しむ会、利根沼田自然を愛する会、大峰の自然を守る会、新治の自然を愛する会、浅間研究会、尾瀬を守る連絡協議会、尾瀬の自然を守る会群馬支部の7団体であった⁽⁶⁾。

尾瀬の自然を守る会を軸に尾瀬を守る連絡協議会などを広範な組織を抱えていった群馬県自然保護団体連絡協議会は、『森林開発に名を借りた観光道路ではないか？という質問に答えず、問題の未解決のまま工事を強行することは許せない。治山・治水の上からも、動植物の保護からも、即刻、工事認可を取り止め、工事を中止すべきである』との決議文を採択し、群馬県自然保護団体連絡協議会の代表が、1983年7月11日に、群馬県知事を訪ね、決議文を提出した。」

1983年7月18日に栃木県自然保護団体連絡協議会も、栃木県知事に対し同様の再質問状を提出した⁽⁷⁾。

1983年7月21日に、栃木県自然保護団体連絡協議会は、衆・参両院議員に「奥鬼怒スーパー林道建設反対」の陳情を行なったが、この陳情を受けた日本社会党の小川国彦衆議院議員（千葉2区選出）は、7月22日に、内閣に対し、これまで自然保護団体が提出しているような質問主意書を提出した⁽⁸⁾。

中曽根内閣は、1983年7月29日付の答弁書で、「観光目的の車両の乗り入れは規制する」との鯨岡裁定の核心的部分の方針を認めたものの、あいまいな原則論を述べてこまかな質問の回答を避けた⁽⁹⁾。

なおここで強調しておきたいことは、環境庁あるいは国立公園行政当局が、開発計画を公認してしまうと、これまでの反対運動は終息に向かうケ

ースが多かったのであるが⁽¹⁰⁾、奥鬼怒スーパー林道建設反対運動の場合は、そうならなかったということである。

その理由の一つに、尾瀬の自然を守る会、日光の自然を守る会をはじめ多くの自然保護団体が、かつて当局が日光道路拡幅反対運動、一ノ瀬駐車場建設反対運動で当局が開発計画を承認しにも拘わらずくじけずに闘争を継続し闘争に勝利する運動体験していたことがあげられる⁽¹¹⁾。

農林水産省は、1983年8月23日に「加仁湯手前の既設部分の終点から鬼怒川を渡るまでと、川から八丁の湯の西までの合計571.8m、面積で8180m²の水源かん養保安林を解除する」、「1カ月間の縦覧期間中に異議申し立てがなければ承認され、9月中には着工の運びとなる」との保安林解除予定通知を栃木県に出した⁽¹²⁾。

この農林水産省の政策は、鯨岡環境庁長官の裁定に林業のための林道は認めるとの指摘に沿い、奥鬼怒スーパー林道の林道建設の観光目的を失った農林水産省が、保安林を解除して森林伐採のために道路が必要だと新たに目的を設定しようとしたことである。

そのため奥鬼怒スーパー林道反対運動は、単に奥鬼怒スーパー林道建設反対ではなく、新たに水源かん養保安林伐採反対のいわば保護林保護という目的を付け加えるものになった。

保安林を解除して残されたわずかな貴重な森林伐採を行なう政策に対し、栃木県自然保護団体連絡協議会は、1983年8月24日に、保安林解除の異議意見書の提出を準備する一方で、『奥鬼怒スーパー林道の環境アセスメント報告書（森林開発公団）における虚構と真実』という独自の報告書を作成し、森林開発公団のアセスメント報告書を批判し、『かけがえのない大切な自然を破壊し、悔いを千年の後まで残さないよう、我々は、奥鬼怒スーパー林道の建設を阻止しなければならない』と結んだ。⁽¹³⁾

1983年8月31日、日光の自然を守る会は、実行委員会を開き、栃木県自然保護団体連絡協議会が検討中の監査請求や、保安林解除への異議意見書の提出などに協力することを確認した上、「今後においても、事態の推移を

見守り、開発の限度を越えた自然破壊的林道の建設に対し、反対を続けるものであることを声明する」という声明文を發表し、関係機関に送付した。更に「同日、群馬県自然保護団体連絡協議会も、群馬県知事に対し、先の群馬県側の現地調査を踏まえた質問状を提出し、一方的な着工を行なわないよう申し入れた。」⁽¹⁴⁾

1983年9月14日に栃木県は、先に栃木県自然保護団体連絡協議会の提出した再質問状に対し回答してきた。回答の主旨は、「①7mの拡幅については、1971年11月10日に、自然公園法第40条に基づき、環境庁長官の同意を得ている、②拡幅工事は、将来の車両通行の増大に備え、林道機能の向上を図るためのものであり、農林水産大臣の認可を受けて実施した、③延長部分の幅員3mは、林道の必要性和自然環境の保全とを考慮し、最小限度のものとして同意した、④林道の橋は、歩行者の安全上、県が必要と認めた、⑤延長部分については、自然保護団体の意向を十分配慮した。なお、今後も話し合いの機会を増やしたい」というものであった⁽¹⁵⁾。

こうした反対運動の背後で、地元の観光開発促進勢力が「工事着工」要求を群馬県当局に要求していた。

1983年9月17日、群馬県側の建設促進派の利根地方総合開発協会と片品村は、「沿線住民の産業振興、林業振興、生活文化の向上という面から、早期着工して欲しい」という陳情を群馬県知事に提出した。栃木県側でも、同じ頃、栗山村と栗山村観光協会が中心になり、森林開発公団等に対して、「林道部分の幅員3mは止むを得ないが、トンネルと橋は4・6mで工事して欲しい」と申し入れた。『毎日新聞』は、「トンネルと橋さえ確保しておけば、他の部分は、後日、拡幅させることができる、とのヨミがあるのだ」と指摘している⁽¹⁶⁾。

明らかに地元の観光開発促進勢力は、将来「観光目的の車両の乗り入れは規制する」との鯨岡裁定を破棄して、観光目的の道路に転換するために、事実上当初案の幅員を維持して工事を進めるように要求したのである。

1983年9月20日、栃木県自然保護団体連絡協議会は、森林開発公団が提

出している保安林の指定解除の申請に対し農林水産大臣に異議意見書を提出した⁽¹⁷⁾。

後の10月の15日、28日に、この「異議意見書」に対し農林水産大臣は、栃木県自然保護団体連絡協議会と群馬県自然保護団体連絡協議会は、森林法よれば「保安林の解除に直接の利害関係を有するものとは認められない」と理由で「異議意見書を却下」した⁽¹⁸⁾。

1983年9月20日、栃木県議会でも、奥鬼怒スーパー林道についての質疑があり、県当局から「自然破壊は考えられないので、中止する必要はない」1985「年度内に工事が完了する予定なので、管理移管は、昭和61（1986—引用者）年4月に成る見込み」との答弁があった⁽¹⁹⁾。

このように、栃木県、群馬県当局は、あくまで奥鬼怒スーパー林道を完成させる姿勢を崩さなかった。しかし自然保護団体も奥鬼怒スーパー林道建設反対の方針をおろさず、自然保護運動の強化に励んだ。

1983年9月25日に栃木県自然保護団体連絡協議会は、宇都宮市で、群馬県自然保護団体連絡協議会は、前橋市と沼田市で、ピラ配りや署名活動を行ない、奥鬼怒スーパー林道建設反対を訴えた⁽²⁰⁾。

1983年9月28日、観光目的をめぐる群馬県自然保護団体連絡協議会が提出した質問状に対し、群馬県は代表を県庁に呼んで回答し、「群馬県林務部長は、延長部分については、『主として観光目的には使わないが、林業専用でなく、地域の産業振興等に使われる』との判断」を示した。この回答にたいし、群馬県自然保護団体連絡協議会は、鯨岡裁定には、「主として」という言葉はなかったにもかかわらず、「群馬県で『主として』という発言をしたのは、なし崩し的に観光利用を認めようとするものとして、反発を強めた。」

なお1983年10月7日の『朝日新聞』は、「鯨岡前環境庁長官が言明」として、「『主たるという言葉をつけたことは覚えていないが、趣旨は、林業以外の観光目的は一切排除するということ。（地域の交流、産業振興などの言葉を使った）役人的な拡大解釈は許せない』と厳しく批判した」と報じ

た。

かように群馬県は、詭弁を弄しつつ、「主として観光目的には使わない」といいながら、「地域の産業振興」つまり地元の観光振興のためには奥鬼怒スーパー林道を使用する余地を残そうとしているのである。

1983年10月6日に群馬県自然保護団体連絡協議会は、群馬県の回答を不満として、新たに「①『地域の産業振興』というときの産業」とは具体的に何か？②治山・砂防計画の場所、箇所数はどうか？そのためにトンネルの必要な理由は何か？③生活道路としての具体的役割は何か？④栃木県自然保護団体連絡協議会の指摘している事項について、どう理解し、どう対処するのか？⑤昭和57（1982—引用者）年度決算までの負担金総額はいくらか？」と5項目の再質問状を提出した⁽²¹⁾。

1983年10月14日に群馬県側からの延長工事が、近く着工されるとの情報を受けて、緊迫した事態を迎える中で、栃木県自然保護団体連絡協議会と群馬県自然保護団体連絡協議会は、日光で、合同実行委員会を開き、今後の対策を協議し、「①たとえ着工されても、反対運動を継続する、②他の関係団体への働きかけを強める、③尾瀬を囲む4県（群馬、福島、新潟、栃木）の自然保護団体により、自然保護シンポジウムを、群馬大学で開催する、④住民監査請求について検討する、⑤国会への陳情を重ねるなど、今後の運動方針を確認した。」⁽²²⁾

注

- (1) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」、140頁。
- (2) 「奥鬼怒林道ゴー」、『読売新聞』1983年7月5日（朝刊）。
- (3) 前掲藤原、「資料（1）」、77頁以下掲載。
- (4) 前掲「奥鬼怒林道ゴー」、『読売新聞』。なお「留意事項」の全文は前掲藤原稿『(I)』、同上、79頁。
- (5) 以上の引用は、前掲「奥鬼怒の自然を守る運動」、141頁、140頁。
- (6) 前掲『尾瀬』第28号、1983年10月、3頁。
- (7) 前掲「奥鬼怒の自然を守る運動」、140頁。
- (8) 同上、140頁。再質問の要点は、140—1頁。

- (9) 同上, 141頁。内閣の答弁書の原文は『大自然』No.24, 1984年1月, 30頁に掲載。
- (10) 国立公園内の戦前の開発計画反対運動については, 前掲拙著『国立公園成立史の研究』, 黒四電源開発計画反対運動, 吉野熊野国立公園内の電源開発反対運動については, 拙著『自然保護と戦後の国立公園』, 南アルプススーパー林道反対運動については『高度成長期日本の国立公園』, を参照。
- (11) 日光道拡幅反対運動と尾瀬縦貫道路反対運動については, 拙著『高度成長期日本の国立公園』第7章, 一ノ瀬駐車場建設反対運動については拙稿「高度成長期における主要国立公園内のマイカー規制問題」, 『経済誌林』第86巻第3・4号, 2019年3月, 参照。
- (12) 前掲「奥鬼怒の自然を守る運動」, 142頁。
- (13) 同上, 142頁。
- (14) 同上, 142-3頁。
- (15) 同上, 143頁。
- (16) 同上, 143-4頁。
- (17) 同上, 144頁。
- (18) 同上, 146頁。
- (19) 同上, 144頁。
- (20) 同上, 144-5頁。
- (21) 以上の引用は, 同上, 145頁。
- (22) 同上, 145-6頁。

(4) 工事再開後の反対運動

—1988年11月～1991年6月—

この期の奥鬼怒スーパー林道建設反対運動の概要は, 一つは工事再開後の工事現場を調査しつつ監視し, 自然破壊の実態を世論に訴えて, 反対運動を継続していったことであったが, しかし1988年頃から道路建設が進行するに従って既成事実の前に奥鬼怒スーパー林道建設中止運動は, 次第にトーンを弱めていき, ついに1991年6月に道路の完成を迎えることになり, 反対運動は消滅するというものであった。

農林水産大臣は, 1983年10月21日に奥鬼怒スーパー林道沿いの地域の保

安林解除を正式に告示し、工事再開の具体的準備が開始された。

1983年10月22日には、群馬県側の工事（延長4.8kmの補修）の入札が行なわれ、昭和土木、塚本・沼田共同企業体、佐田建設が、合計1億560万円で落札し、同月27日には栃木県側の奥鬼怒大橋の橋台の入札が行なわれ、5140万円で、鉄建建設、斉藤建設、磯部建設3社による栗山地区建設共同企業体が落札した。

10月28日朝から、「森林開発公団は、大清水口の工区でクイ打ち、起工測量、伐採などを開始し、いよいよ、延長工事に着工したが、反対運動を考慮したのか、群馬県も、『今日着工とは知らなかった』ととぼける起工式なき着工であった」。11月5日には、「栃木県側でも、鬼怒川源流に架かる橋（長さ86m）の橋台（高さ19m）の位置の測量が始まり、延長工事が本格的に開始された」⁽¹⁾。

こうした建設工事の開始に対して、日光の自然を守る会を中心とした栃木県自然保護団体連絡協議会、尾瀬の自然を守る会を中心とした尾瀬群馬県自然保護団体連絡協議会の両協議会は、おもに三つの方向で反対運動を展開した。

第1の方向は、栃木県自然保護団体連絡協議会、群馬県自然保護団体連絡協議会の両協議会は、特に道路工事が再開されてからは、積極的に建設工事実情の監視と現場調査を行なったことである。

栃木県自然保護団体連絡協議会、群馬県自然保護団体連絡協議会の両協議会は、調査・監視活動をその都度公表して道路建設反対を表明し、建設工事中止を呼びかけた。私が確認しただけでも、奥鬼怒スーパー林道建設の群馬県側、栃木側の両現場の調査・監視活動は、1984年には5回、1985年にも5回、1987年には4回、1988年には3回（もっとも1回2日をかけ）熱心におこなった⁽²⁾。

例えば、1984年6月20日には、栃木県自然保護団体連絡協議会は、春から重ねてきた現地調査を踏まえて、奥鬼怒スーパー林道の建設中止を要求する声明文を発表し、「①奥鬼怒大橋に観光客のための歩道を併設するのは

『観光排除』を定めた鯨岡裁定に違反する」と批判しつつ、「トンネルや道路建設の際に出る7万m²にも及ぶ土砂を、鬼怒川源流の貴重な動植物の生息する沢に捨てることにより、奥鬼怒の自然を破壊し、災害をひき起こすおそれがある」と工事の引き起こす自然破壊を暴露した⁽³⁾。

1985年5月6日、栃木県自然保護団体連絡協議会の総会では、「奥鬼怒スーパー林道で、無茶な工事が行なわれないよう監視を続けることと、奥鬼怒の自然を守る運動について、地元の人たちと話し合う機会を持つことを決め」、そして同年5月23日に、栃木県自然保護団体連絡協議会は、「奥鬼怒スーパー林道の現地調査に行き、地元の人たちと話し合いを持ち、奥鬼怒の天然林の保存について互いに協力していくことを約束した。」⁽⁴⁾

また1987年10月24日には、群馬県自然保護団体連絡協議会、栃木県自然保護団体連絡協議会は、「尾瀬の自然を守る会」も参加し、群馬県側から、県境のトンネル工事の現場を調査した。

この調査によれば、「鯨岡裁定で『ジープの通れる程度の林道』として認められた延長部分のトンネルが、路肩、側溝などの名目をつけることにより4・5mの幅員で掘削が進められていた。」ことが明らかになり、また「トンネルから出た残土は、下部に簡単な土留めをただけの沢に堆積されていて、豪雨の際の崩壊の危険」のあることが認められ、「調査に参加した団体から、森林開発公団に対する不信の意見が表明された。」⁽⁵⁾

その他詳しい調査報告があるが紙幅の都合で省力したい。

こうした監視調査活動は、これまでの観光道路建設反対運動にあまり見られなかったことであった。それは、この反対運動のリーダーに森林や植物、動物などの自然系の研究者が多かったことが影響していると思われるが、地道な活動方法として評価できる。

第2の方向は、反対派は、建設現場の監視・調査による建設工事による自然破壊、違法行為の実態を明らかにし、世論に訴えるための活動を行なったことである。

反対派は、そのために自然保護シンポジウムを毎年開催した。第1回を

1983年12月18日に群馬大学で、第2回を1984年10月14日に宇都宮大学で、第3回を1985年10月6日に福島市で、第4回を1986年12月14日に群馬大学で、第5回を1987年11月29日に宇都宮大学で開催し、反対運動を盛り上げた⁽⁶⁾。こうした継続的な活動もこれまでの他の反対運動にはあまり見られない活動であった。

更に反対派は、当時の自然保護運動の連合体であった全国自然保護連合の年次大会、1983年5月開催の千葉市大会、1984年6月の八ヶ岳大会、1986年7月の下北大会に出席し「奥鬼怒スーパー林道」について報告を行ない、「奥鬼怒スーパー林道の延長工事に反対する決議」を採択させた、全国的に奥鬼怒スーパー林道反対運動をアピールした⁽⁷⁾。

反対派は、署名活動を行ない、時には街頭に出て工事中止を訴えた。群馬県自然保護団体連絡協議会ら4団体は、1983年10月25日に、僅か2週間の街頭署名で集めた1万7000人の反対署名簿を、群馬県知事に提出した。同年11月3日には栃木県自然保護団体連絡協議会は、宇都宮市において、着工に抗議すると共に、工事中止を求めるピラ配りを行ない、市民に支持を訴えた。栃木県勤労者山岳連盟は、1986年7月23日に、奥鬼怒スーパー林道の延長工事に反対の署名活動を行ない、919名分の署名を栃木県森林土木課に提出した⁽⁸⁾。

栃木県群馬県の両自然保護団体連絡協議会は、1988年7月16日には、宇都宮市の繁華街の二荒山神社前で街頭署名を行ない、雨中わずか2時間の間に120人ほどの署名を集めた。また同年8月1日に、両協議会の代表は、前橋営林局を訪ね「奥鬼怒の天然林の保存について」の要望書に2万3352名の署名簿を添えて提出し、伐採計画の見直しを要望した⁽⁹⁾。

奥鬼怒スーパー林道工事の即時中止の運動に、地元の自然保護団体だけでなく登山者の組織が参加したことも注目される。1984年8月22日に、宇都宮市で、栃木県勤労者山岳連盟が、一般市民も多数参加する「奥鬼怒スーパー林道を考える集い」を開き、同年9月14日から3日間、滋賀県で開催された第5回全国登山者自然保護集会で、「奥鬼怒スーパー林道延長工事

再開に反対する決議」が採択された⁽¹⁰⁾。

1987年6月26日から3日間、日光市において、日本勤労者山岳連盟主催、栃木県勤労者山岳連盟主管で第6回全国登山者自然保護集会在開催され、栃木県勤労者山岳連盟は、これまで前後6回奥鬼怒調査を行ない、その都度、詳細な報告書をまとめているが、この集会では、「奥鬼怒の自然を守る決議」を採択させ、これに基づいて「奥鬼怒スーパー林道工事の即時中止を求める要請書」を農林水産大臣、林野庁長官に送付した⁽¹¹⁾。

他方、地元の開発派の工事促進運動もあった。1985年10月2日、片品村と栗山村の両村議会が、奥鬼怒スーパー林道の群馬県側の工事現場を視察した後合同会議を開き、「早期完成に向けて陳情を行う」との申し合わせをした⁽¹²⁾。

当局へ道路建設中止を要望する反対派の運動で新たな動きが生まれた。

反対運動は、1983年に林野庁が保安林を解除したため、運動の課題が保安林の保護運動に力点を移し、反対運動の幅を広げたことである。

反対派は、相変わらず道路工事中止要求を行なったが、当局が中止要求を受入れたり譲歩する気配は何もなく、工事は着々と進行していった。反対運動は、大きな壁にぶち当たり、膠着状態に陥りつつあった。

林道が完成に向かうにしたがい、林道の管理委託の問題が生じた。林野庁は、完成した林道の管理を栃木県に委託する方針を示した。

1984年3月15日に、栃木県自然保護団体連絡協議会は、「日光市光徳から栗山村女夫淵までの既設部分について、安易に管理の移管を受け入れないこと」を栃木県知事に申し入れたが、1986年5月1日には、林野庁は、「栃木県自然保護団体連絡協議会の申し入れを黙殺し、何の連絡もないまま、既設部分の一部、日光市光徳から栗山村女夫淵までの区間、24.3kmの供用を開始し、管理は県に移管された。」⁽¹³⁾

結局、栃木県は、林道の管理の委託を受け入れ、一部の自然保護団体の協力の下に林道管理を行なうことになった。こうして奥鬼怒スーパー林道反対運動は、外堀を埋められていった。

反対派は、従来通り現地調査を行ないその都度、当局に奥鬼怒スーパー林道の建設中止を要望した。

例えば1985年6月21日に、栃木県自然保護団体連絡協議会は、栃木県知事に対し、「自然保護」についての要望書を提出し、奥鬼怒スーパー林道について、「①奥鬼怒地域は、栃木県に残された最後の手つかずの自然と、貴重な動植物の生息地として重要である、②林業経営上のメリットはないし、地域住民も、原生林の伐採に反対している、③崩壊の危険性があり、維持管理に県の出費もかさむ」と指摘し、「以上の理由により、知事の英断により、奥鬼怒スーパー林道の建設を中止させることを要望致します」と要望した⁽¹⁴⁾。

1986年7月30日にも同様な要求を繰り返した。しかし事態は膠着したままであった。

国会ですでに1983年7月に社会党の小川国彦衆議院議員が奥鬼怒スーパー林道問題を取り上げているが、1986年12月に衆議院決算委員会において、再び小川国彦議員が奥鬼怒スーパー林道について質問をし、林野庁の杜撰な工事を追求した⁽¹⁵⁾。しかし奥鬼怒スーパー林道が国会で論議が行なわれても、事態の変更の動きはまったく起きなかった。

反対派が行なった運動の第3の方向は、法的手段に訴える運動であった。

1982年頃に反対派は、反対運動の手段として、「法的手続き」「行政訴訟」を考えていたが、そうした法廷闘争は進展しなかった⁽¹⁶⁾。1983年10月に林野庁が保安林解除の方針を提起した際にも、栃木県自然保護団体連絡協議会は、すでに指摘したように、異議申立てを行なったが、申し立ての資格がないと「異議申立て」を却下された⁽¹⁷⁾。栃木県自然保護団体連絡協議会側は、「異議申立て」を却下されて闘うすべを失い、その後何も対応しなかった。

栃木県、群馬県の両自然保護団体連絡協議会は、1983年10月に住民監査請求をおこなう方針を検討したが、1984年4月に慎重論もあって実行された気配がない⁽¹⁸⁾。

1986年12月の第4回自然保護シンポにおいて栃木県自然保護団体連絡協議会は、会計監査院に「奥鬼怒スーパー林道の建設を継続することは税金の無駄遣いである」と「告発」することを決定した⁽¹⁹⁾。

しかし栃木県自然保護団体連絡協議会、群馬県自然保護団体連絡協議会、福島県自然保護協会の3協議会は、1987年3月9日に、「告発」ではなく「奥鬼怒スーパー林道延長工事についての要請書」を会計検査院に提出し、「完成しても、林業振興などの経済的メリットが考えられない奥鬼怒スーパー林道の工事に、国が補助金を支出するのは、税金の無駄遣いであり、疑問である」として、会計検査院の手で、実態調査を行なうことを要請するとともに、森林開発公団に対しては、国民のかけがえのない財産ともいえる奥鬼怒の原生林を厳正に保存し、末永く子孫に伝えるため、「奥鬼怒スーパー林道延長工事の即時中止を求める申入書」を手渡した⁽²⁰⁾。

しかしこれは全く無視された。こうして反対派は、行政訴訟という手段では何の成果も生めなかった。そうした状況の中で、相変わらず、当局に反対論を提起するだけだった。 -

1987年7月16日、これまでの現地調査の結果を踏まえて、栃木県自然保護団体連絡協議会は、森林開発公団に対し、「奥鬼怒スーパー林道延長工事の即時中止を求める申入書」を提出し、強引かつ急ピッチで工事を進めるために採用された悪名高き「パイロット工法」により、奥鬼怒の天然林が破壊されている現状を厳しく批判し、工事の即時中止を要求した。

栃木県自然保護団体連絡協議会は、同日、環境庁に対しても、森林開発公団が行なっている無謀な工事の実状を訴え、数々の留意事項違反を指摘し、速やかに現場を確認の上、工事を中止させるよう「申入書」を提出した。しかし、環境庁は、「現場の地形が急峻なため、留意事項で指示した工法では工事ができないので、やむを得ず工法の変更を認めた」として、工事中止の要請に応じなかった。

群馬県自然保護団体連絡協議会と栃木県自然保護団体連絡協議会は、1987年12月10日には、前橋営林局に「奥鬼怒の天然林の伐採に反対する申

入書」を、同日、森林開発公団前橋出張所にも「奥鬼怒スーパー林道の延長工事の即時中止を求める要望書」を提出し、1987年12月15日には、環境庁日光国立公園管理事務所において、環境庁長官宛に「奥鬼怒の自然保護に関する要望書」を提出し、さらに同月17日には、栃木県知事に「奥鬼怒の天然林の保存に関する要望書」を提出した⁽²¹⁾。しかし当局は、何らの対応も示さず、無視した。

1987年12月22日には、鯨岡議員の秘書から電話があり、先に公表した鯨岡兵輔議員への「公開書簡」の内容を環境庁に伝えたとの連絡と、同議員から、奥鬼怒スーパー林道は「観光目的には使用させない」との伝言があったと指摘されている⁽²²⁾。

1988年1月3日の『下野新聞』には、「栗山村の斎藤村長の『川俣地区ではスーパー林道を一般通行がたやすくできるように舗装化も含めて県に働きかけたい』という『今年の抱負』が掲載され、奥鬼怒スーパー林道の観光利用に対する根強い野望が表明された。」相変わらず地元の観光推進派の「奥鬼怒スーパー林道の観光利用」運動が進められていた⁽²³⁾。

1988年7月4日に、環境庁が奥鬼怒スーパー林道の延長部分の建設に同意してから満5年に当たるこの日に、「栃木県自然保護団体連絡協議会・群馬県自然保護団体連絡協議会は連名で、森林開発公団に対し『抗議文』を送付し、延長工事の即時中止を要求した。」しかし何の反応もなかった。

1988年8月1日に、群馬県、栃木県の両自然保護団体連絡協議会の代表は、前橋林野局を訪ね、「奥鬼怒の天然林の保存について」の「要望書」を2万2351名の反対署名を添えて提出し、「伐採計画の見直しを要望した。」

この「要望書」に対して10月1日に、前橋林野局は、以下のような「回答」をした。

「当局といたしましては、本計画の実施にあたっては、世界の森林資源の状況と我が国木材需給及び木材産業の動向等をふまえ、また貴会から提起されているような当地域の国有林のおかれている自然的・社会的条件にも十分に配慮して実施していくこととしておりますのでご理解をお願いいた

します。

なお、具体的な事業実施計画につきましては、林道の完成時期等が明確になってから現地精査等を行ない、同時に地元栗山村ご当局等とも十分意思疎通のうえ決めていく予定でありますので、あわせてご承知おき願います。」⁽²⁴⁾

のれんに腕押し of 回答であった。

1988年10月28日、両協議会は、同月14日、15日の現地調査を踏まえて、「無秩序なマイカーにより奥鬼怒の自然環境が破壊れることのないよう、林道管理者の栗山村村長に対し、『交通規制について』協議したい旨の申し入れを行なった。」⁽²⁵⁾

1989年10月28日に、群馬県自然保護連絡協議会は、奥鬼怒スーパー林道の群馬県側の現地調査を、開発公団前橋建設事務所の所長の案内で行なった。その報告の最後で「今回の現地調査を踏まえて、栃木県自然保護連絡協議会等と協議を行いながら、さらに継続した監視、調査が必要であることを痛感した」とある。尾瀬の自然を守る会の会報『尾瀬』からこの文章を最後に、反対運動についての記事は消えた⁽²⁶⁾。

反対派の行政訴訟は、効を奏さず、結局、反対派は、闘争手段としては「要望書」や「申し入れ書」を当局に提出することを繰り返すだけであって、当局はそれを無視し、工事を続行した。そうした中で、1991年に、奥鬼怒スーパー林道は完成してしまった。

注

- (1) 前掲藤原「奥鬼怒の自然を守る運動」、146-7頁。
- (2) 前掲「奥鬼怒の自然を守る運動」を参照。なお残念ながら藤原氏の論考は、1988年11月までで終わっていて、1989年の現地調査は、不明であるが、『尾瀬』誌にも行なわれた形跡はない。
- (3) 前掲「奥鬼怒の自然を守る運動」、148頁。この時の詳しい報告は、児玉「奥鬼怒スーパー林道建設現場視察及び調査報告」、『尾瀬』第33号、1984年10月、参照。

- (4) 前掲「奥鬼怒の自然を守る運動」, 150頁。
- (5) 同上, 155頁。この時の詳しい調査報告は, 飯塚「奥鬼怒スーパー林道工事現場を踏襲して」, 『尾瀬』第45号, 1987年12月, 参照。
- (6) 前掲「奥鬼怒の自然を守る運動」, 147頁, 149頁, 151頁, 153頁, 155頁。
- (7) 同上, 138頁, 148頁, 152頁。
- (8) 同上, 146頁, 152頁。
- (9) 同上, 157頁, 159頁。
- (10) 同上, 149頁。
- (11) 同上, 154—6頁。
- (12) 同上, 151頁。
- (13) 同上, 152頁。
- (14) 同上, 150頁。
- (15) 同上, 153頁。
- (16) 無署名「奥鬼怒スーパー林道の今後」, 『尾瀬』第25号, 1982年7月, 2頁。
- (17) 前掲「奥鬼怒の自然を守る運動」, 146頁。
- (18) 同上, 145頁, 148頁。
- (19) 同上, 153頁。
- (20) 同上, 154頁。
- (21) 以上の引用は, 同上, 155—6頁。
- (22) 同上, 156頁。
- (23) 以上の引用は, 同上, 156頁。
- (24) 以上の引用は, 157—8頁。
- (25) 同上, 158頁。
- (26) 飯塚忠志「奥鬼怒スーパー林道現地調査報告」, 『尾瀬』第51号, 1990年1月, 5頁。

(5) 奥鬼怒スーパー林道の完成と反対運動の終焉

激しい奥鬼怒スーパー林道建設反対運動があったにも拘わらず, ついに1991年5月上旬に奥鬼怒スーパー林道は, 全線開通し, 7月18日に完成式が行なわれ, 「供用開始」し「大清水一八丁の湯までの区間はゲートで閉鎖して, 一般車両は通行禁止」とされた⁽¹⁾。何とも奇妙な形であった。

「尾瀬の自然を守る会」の無署名の小文は、「完成によって、維持・管理は関係市町村に移管され」、「幅員の狭い大清水一八丁の湯までの区間はグートで閉鎖され、林業、治山、緊急車両など村長の許可した車だけは通行できるが、一般車両は通行できないことになっている。同林道が通過する市町村は『林業の活性化』につながるとしているものの、輸入木材の圧迫や若年労働力の不足などで林業が不振の現状では、観光面の活用はノドから手が出るほど欲しいところ。一般車両の通行禁止という“歯止め”が外されないよう、自然保護団体として見守っていく必要があるだろう。」と指摘している⁽²⁾。

このことばを残して奥鬼怒スーパー林道建設反対運動は終焉した。管見する限り、残念ながら奥鬼怒スーパー林道建設反対運動を行なった人たち、「尾瀬の自然を守る会」、「日光の自然を守る会」が、奥鬼怒スーパー林道建設反対運動の終焉をどのような迎え、運動をどう総括したか知ることができない。

1991年7月7日の『毎日新聞』は、「栃木県側の管理者となる栗山村は村の活性化のため、観光客の通行も認めたい方針を固めている。これに対し自然保護団体は現地で監視を辞さない構えだ」と報じた⁽³⁾。

しかし「奥鬼怒スーパー林道」が実際に地元の観光に貢献する可能性が薄かったために、地元の林道奥鬼怒線の観光化への試みは効を奏しなかった。

以後、奥鬼怒スーパー林道は、林道奥鬼怒線として存在していくが、観光道路として使用されない限り、その意味はなく、保安林伐採もほとんど計画通り実施された形跡がなく、林道として機能した気配がない。

ちなみに、1992年1月22日の『毎日新聞』は、前橋営林局が「奥鬼怒地域の国有林の利用計画を発表」し、天然林の伐採を「1988年に立てた当初計画、10万立方メートルの25%の2万5000立方メートルとなる」と指摘したが、宇都宮大学藤原信教授は、「3割の伐採では採算が合わない。切らない方がましだ」と批判した、と報じた⁽⁴⁾。

最後に、林道奥鬼怒線の完成後の使用状況を簡単に確認しておこう。

日光光徳から女夫淵にいたる旧天王道路の部分については、観光道路としては一般に利用が許可されているが、利用価値が少なく、紅葉期に車が多く出るくらいでありあまり利用されていない⁽⁵⁾。

女夫淵一八丁の湯の道路は、四湯の湯客を運ぶ宿の送迎バスとタクシーが通行許可されるだけで、一般の車両（マイカーや観光バス）の乗り入れは禁止されており、当初心配された大幅な観光的使用が制限されている。

問題の中心であった八丁の湯一大清水道間の林道は、県境の群馬県片品村、栃木県栗山村の管理下におかれ、これも当初心配されたように観光道路への使用は、ハイカーと自転車の侵入は認められているが、鯨岡裁定に従って一般車両の通行が完全に禁止されている⁽⁶⁾。

注

- (1) 前掲『尾瀬を守る』, 183-4頁。
- (2) 無署名「奥鬼怒スーパー林道が完成」, 『尾瀬』第57号, 1991年7月, 8頁。
- (3) 「再燃自然保護論争」, 『毎日新聞』1991年7月6日。
- (4) 「奥鬼怒地域の国有林の利用計画を発表」, 『毎日新聞』, 1992年1月22日。
- (5) ウェブサイトのウィキペディア「山王林道」参照。
- (6) ウェブサイトのウィキペディア「奥鬼怒スーパー林道」参照。

4 小括

最後に奥鬼怒スーパー林道建設反対運動について簡単な総括を行なっておきたい。

私の国立公園研究の方法に従って、まず奥鬼怒スーパー林道建設反対運動の成功の可否を問いたい。

奥鬼怒スーパー林道建設反対運動は、最終的には奥鬼怒スーパー林道建設を阻止できなかった限りで成功したとはいえない。しかし明らかに奥鬼怒スーパー林道建設計画反対運動は、奥鬼怒スーパー林道建設の前半部分

については、事実上認めており、女夫淵一八丁の湯間の道路建設については曖昧なまま、もっぱら八丁の湯一大清水間の山岳道路の建設に反対してきた。

そして1981年に鯨岡環境庁長官が、裁定を下して八丁の湯一大清水間の山岳道路を観光道路としてとして使用させないが、林道の建設は認めるといふ裁定を行ない、実際にそのようになった。

問題は、このところをわれわれはどのように評価するかである。

前半の日光光徳一女夫淵間の道路計画についてはもともと反対していなかったもので、ここでは問題外としよう。後半の八丁の湯一大清水間の道路建設についていえば、奥鬼怒スーパー林道建設反対運動は、観光道路として認めさせなかったという限りで大きな成功を収めたと評価できる。しかし林道としての道路を建設させてしまった限りで敗北であったと評価せざるをえない。

従って全体として奥鬼怒スーパー林道建設反対運動を評価する場合には、半分勝利し半分敗北したとでも評価するのが妥当であろう。このようなケースはこれまでの国立公園内の道路建設反対運動には存在しなかった。

私は、奥鬼怒スーパー林道建設反対運動が八丁の湯一大清水間の道路を観光道路として認めさせなかったということを高く評価したい。特に、奥鬼怒スーパー林道建設反対運動は、多くの場合、環境庁が計画を公認してしまえば反対運動を終息させるのであるが、鯨岡裁定まで、更に鯨岡裁定後も、計画が公認されたにも拘わらず反対運動を継続して行なったことの意義は大きいと指摘しておきたい。

そのような反対運動は、八丁の湯一大清水間の道路を観光道路化しようとする勢力を抑え、当局をして観光道路化を抑制する大きな要因となったと指摘しておきたい。

先に鯨岡裁定をどう評価するかという問題を提起したが、私は、鯨岡裁定提起の当時の評価と違って、鯨岡裁定は、結果として八丁の湯一大清水間道路の観光道路化を阻止したという点で大きな役割を果たし、鯨岡裁定

後の奥鬼怒スーパー林道建設反対運動が観光道路化を抑制するための大きく政策的な根拠を与えたと評価したい。

しかも、八丁の湯一大清水間道路の観光道路化の動きがあった中で、環境庁長官を辞したあの鯨岡議員は、鯨岡裁定を厳守させる努力をしたことも見落としてはならない。

鯨岡議員は、1982年に尾瀬の自然を守る会に入会し、1986年に大石元環境庁長官の呼びかけで、多くの知識人、学者、政治家が参加して結成された尾瀬を守る懇話会に自然保護議員連盟会長として団体加盟し、尾瀬の行方を見守っていた⁽¹⁾。

結果的にみて鯨岡環境庁長官が鯨岡裁定を出したこと、裁定を実施させたことの意義は、大変大きいと指摘しておきたい。

なお林道建設を阻止できなかった問題について触れておきたい。

奥鬼怒スーパー林道建設反対運動は、建設工事が再開されて以降も、道路建設に反対し続けたが、結局、工事が進行し、ついには林道として完成してしまう。阻止できなかった原因は何だったのであろうか。

林道建設を阻止できなかったのは、当局の壁が厚かったこと、反対派がその壁を打ち破るほど力がなかったということであり、反対派の戦い方に弱点があったといことであろう。

奥鬼怒スーパー林道建設反対運動は、度々当局に道路建設中止を要求してきた。しかし当局に道路建設中止を申し入れたり要求したりする闘争手段は明らかに限界に達してきた。別の闘争手段がなかったのであろうか。

この点を、志幌高原道路計画建設反対運動と比べてみよう。

志幌高原道路計画反対運動は、当局に道路建設中止を要求するだけでなく、ナキウサギを守れという生物多様性の保全という世界的な自然環境保護運動を背景に志幌高原道路計画建設中止を迫る裁判闘争を行ない勝利した⁽²⁾。しかも道路建設反対の署名も20万名に達した⁽³⁾。

奥鬼怒スーパー林道建設反対運動は、すでに指摘したように、自然保護のための行政訴訟の試みが十分に展開されなかった。道路建設反対を求め

る署名も3万名程度にとどまっていた。

志幌高原道路計画反対運動の場合は、1990年代に生物多様性の保全の意義が世界的、かつわが国においても全国的に広まっている中で闘われたのに対し、奥鬼怒スーパー林道建設反対運動の場合は、まだわが国ではまだ生物多様性の保全の意義があまり広がっていなかった1970年代80年代に闘われたので、生物多様性の保全という自然環境理念を盾に訴訟を展開することができなかつたのである。そのために、志幌高原道路計画建設反対運動のように道路建設反対運動が全国的にも世界的にも広がらず、当局を追い込む迫力を欠いたと指摘できる。

とはいえ奥鬼怒スーパー林道建設反対運動は、同じような南アルプススーパー林道建設計画が最終的に観光道路として完成したのと対照的に、全体として見れば、観光道路化を阻止し、その限りで大幅な自然破壊・環境毀損を阻止してきたことの意義は大きかった評価しておきたい。

最後に本稿作成に当たって導きの糸となった研究を与えてくれた藤原信教授に深く感謝を記しておきたい。また、大山昌克氏（尾瀬自然保護ネットワーク副理事長）からは、尾瀬に関する多くの資料の紹介と提供をうけた。記して感謝の意を表わしたい。

注

- (1) 鯨岡議員の尾瀬の自然を守る会入会については、『読売新聞』1982年3月7日（夕刊）、尾瀬を守る懇話会に自然保護議員連盟会長として鯨岡兵輔が参加していたことについては、尾瀬保護財団『尾瀬保護レポート』令和2年度版、21頁、参照。
- (2) 北海道新聞社編『検証志幌高原道路と時のアセスメント』、2000年、北海道新聞社、特に八木健三「ナキウサギ裁判—生物多様性を問う—」の節を参照。なお志幌高原道路建設計画と自然保護のための反対運動については、近々発表することになっている。
- (3) 同上、243頁。

The Okukinu Super Forest Road Construction Plan and the Opposition Movement for Nature Conservation

Nisaburo MURAKUSHI

《Abstract》

This paper examines the Okukinu Super Forest Road construction plan, which was one of 23 proposals submitted in 1970 by the Forest Development Corporation, an affiliated organization of the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, and the nature conservation movement against it.

The original plan for the construction of the Super Rindou was aimed at building a tourist road using the construction of a forest road as a cover. The design of the Okukinu Super Rindou was to run from Kotoku, Nikko City, Tochigi Prefecture in Nikko National Park to Kawamata Onsen through the old Sanno Forest Road; and to repair the road from Kawamata Onsen to Meotobuchi, and to develop a mountain trail into a mountain road from Meotobuchi to Hatcho-no-Yu, and a new mountain road was to be constructed from Hatcho-no-Yu through the area around Kinunuma to Oshimizu, Katashina Village, Gunma Prefecture.

Between 1971 and 1981, nature conservation groups in Tochigi and Gunma prefectures campaigned strongly to halt the construction of the road, especially because it included a nature conservation area between Hatcho-no-Yu and Oshimizu.

However, in 1981, the Environment Agency issued a new proposal in response to the proposed Super Forest Road. The proposal was to accept some of the opposition's demands to stop the construction of the road, and to disallow the Hatcho-no-Yu–Oshimizu Road as a tourist road. On the other hand, it was to accept the intention of the Forest Development Corporation to allow the road to be built as a forest road.

The construction work on the Hatcho-no-Yu-Oshimizu Road has resumed, but the nature conservation groups continued to oppose the Super Forest Road construction plan, despite the government's approval. In 1991, the Hatcho-no-Yu-Oshimizu Road was completed, and the opposition movement ended. However, the road is not used as a tourist road and is left as a forest road with little function.

The campaign against the Super Forest Road construction plan played a major role in avoiding significant destruction of the natural environment around the road by preventing the road from being used as a tourist road.